

石川県包括外部監査報告書

平成27年3月

石川県包括外部監査人

早川 晃 治

保健衛生及び高齢者福祉行政に関する財務事務の
執行及び事業の管理について

目 次

第1章 包括外部監査の概要

1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 監査の対象	1
5. 監査の対象期間	2
6. 監査の方法及び手続	2
7. 監査の実施期間	2
8. 包括外部監査人及び監査補助者	2
9. 利害関係	2
10. その他	3

第2章 監査の視点

第3章 監査結果

I 保健衛生及び高齢者福祉行政に関する財務事務の執行及び事業の管理

i 厚生政策課	5
ii 長寿社会課	7
iii 医療対策課	25
iv 地域医療推進室	55
v 健康推進課	78
vi 薬事衛生課	92
vii 南加賀保健福祉センター	96
viii 石川中央保健福祉センター	99
ix 能登中部保健福祉センター	104
x 能登北部保健福祉センター	107
xi 保健環境センター	109
xii 共通	112

II 平成 21 年度包括外部監査の意見等への対応状況

参考 指摘事項及び意見の一覧	121
----------------	-----

第1章 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び第4項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

「保健衛生及び高齢者福祉行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について」

3. 特定の事件を選定した理由

保健衛生行政や高齢者福祉行政は、地域医療や感染症対策、薬物対策、食品衛生、高齢者医療、介護保険等どれをとっても、県民一人ひとりの生活や生命・健康に直結するものであり、県民の安全・安心な暮らしを支える根幹の一つと言える行政分野である。

また、県では、「行財政改革大綱2011」に基づき行財政改革に取り組んでいるところであり、平成25年度は、前年度に引続き基金の取崩しを行わない収支均衡を達成したところであるが、実質公債費比率は15.5%、将来負担比率は229.3%であり、早期健全化基準を下回っているとはいえ、いずれも全国平均より高い状況にある。また、経常収支比率についても92.4%となっており、高齢者医療や介護保険等の社会保障関係経費や公債費などの義務的経費の増加により財政の硬直度高まっている。

こうした状況の中、高齢化社会のますますの進展に伴い、今後さらに社会保障関係経費の増加が県財政を圧迫することが懸念されることから、健康福祉部の関係課室並びに保健福祉センター等の出先機関が執行する事務事業が、有効に機能し、また経済性・効率性の観点から適正に執行されているかどうかを検証することは重要であると考えます。

そこで、「保健衛生及び高齢者福祉行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について」を平成26年度の監査テーマとして選定する。

4. 監査の対象

保健衛生及び高齢者福祉に関する補助金、委託料、貸付金、直接執行（以下、補助金等という）の事業

5. 監査の対象期間

平成 25 年度、ただし、必要に応じて他年度についても監査の対象とした。

6. 監査の方法及び手続

(1) 監査の方法

保健衛生及び高齢者福祉行政に関する財務事務の執行及び事業の管理が、関係法令及び内部規則にしたがって適正に実施されているかどうか、また、経済的かつ有効的、効率的に実施されているかどうかについて主眼を置き、関係帳簿書類の閲覧、分析及び質問等により必要と認める監査手続を実施した。

(2) 主な監査手続

- ①補助金等の概要の聴取
- ②補助金等の関係帳簿及び書類の閲覧・照合等
- ③その他必要と認めた監査手続

7. 監査の実施期間

平成 26 年 7 月 2 日から平成 27 年 3 月 16 日

8. 包括外部監査人及び監査補助者

包括外部監査人	公認会計士	早川晃治
補 助 者	公認会計士	西村一伸
	公認会計士	西村晃一
	税 理 士	宮川知生
	弁 護 士	粟田真人

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

10. その他

(1) 語句の説明

「指摘事項」…一連の事務手続等の中で、法令、規則、条例等に違反している場合、或いは違法ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項について記載している。

「意見」…一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化等に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項について記載している。

(2) 計算数値

本報告書の各表に表示されている数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計と一致しない場合がある。

第2章 監査の視点

(1) 監査の視点

監査は、保健衛生及び高齢者福祉行政に関する補助金等の事業を対象として、財務事務の執行及び事業の管理が関係法令及び内部規則に従って適正に実施されているかどうか、また、経済的かつ有効的、効率的に実施されているかどうか等の観点から、監査を行った。なお、出先機関については、生活保護業務等の社会福祉行政に関する事業も対象として往査を行った。

また、平成21年度の包括外部監査において、社会福祉行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について監査を行っているが、その際の指摘事項や意見について、その後、県がどのように対応しているか検証を行った。

(2) 監査対象事業

本庁については、平成25年度において事業費が1,000万円以上であった補助金等の事業76件について監査を行った。

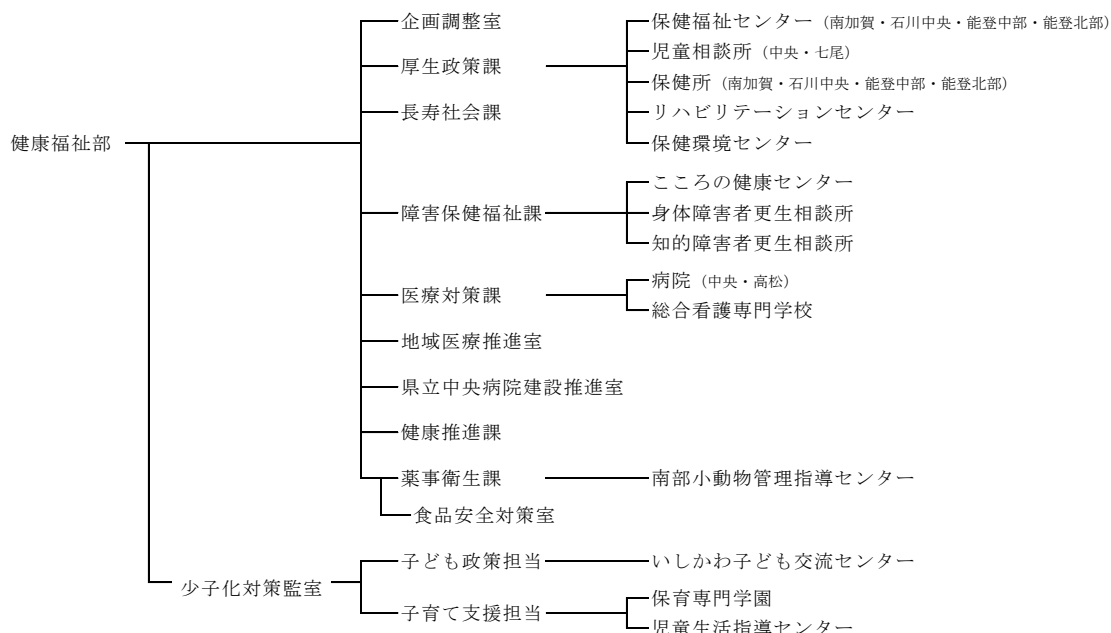
また、出先機関の往査については、食品衛生や感染症対策、生活保護等に関する事業を抽出した。

なお、監査対象とした本庁の課室、出先機関は以下のとおりである。

本 庁 厚生政策課、長寿社会課、医療対策課、地域医療推進室、健康推進課、薬事衛生課

出先機関 各保健福祉センター（保健所、児童相談所）、保健環境センター

(参考) 健康福祉部の組織



第3章 監査結果

I 保健衛生及び高齢者福祉行政に関する財務事務の執行及び事業の管理

i 厚生政策課

1. 先端医学薬学研究センター研究推進事業費

(1) 事業の背景と目的

医学及び薬学分野における放射線の利用に関する技術の研究、開発及び利用の普及に係る啓発等を目的とする。

(2) 根拠法令

放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則

(3) 事業開始年度

平成5年度から事前調査を開始し、平成8年度から本格実施

(4) 事業費推移（単位：千円）

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
委託料	208,268	345,599	156,653	162,250	173,250

支出先：（一財）先端医学薬学研究センター

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

文部科学省の「放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金」を活用し、医学及び薬学分野における放射線の利用に関する技術の研究、開発及び利用の普及に係る啓発等の事業を行っている。

平成25年度においては、一般財団法人先端医学薬学研究センターに研究を委託（事業費173,250千円）し、平成22年度に整備した次のようなシステムの更新・改良を行った。

→小動物用画像撮影機器の周辺システムの更新・改良

- ・認知症診断用の超高分解能コリメータやソフトウェア等を購入
- ・小動物用設備について同時に3匹測定できるシステムの改良

→小動物データや臨床データでの検証及び改良

- ・臨床用PET、小動物用PET-CT、小動物用SPECT-CTを活用した、認知症や心不全の発症前診断を目指したシステムについて、臨床データ及び小動物デー

タを基に検証及び改良

(6) 監査の結果

当該事業は、その区域内に原子力発電施設等が設置されている都道府県に対して国から交付される放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金を利用した事業である。

本県の研究委託先である一般財団法人先端医学薬学研究センターは、文部科学省の原子力発電施設を有する各都道府県への交付金を財源とする事業を行う目的で、平成7年度に設立されている。県が約23.3%を出資する一般財団法人であり、その他の出資団体は羽咋市約3.3%、アステラス製薬株式会社約23.3%、日本メジフィジックス株式会社約23.3%、公益社団法人日本アイソトープ協会10%、公益財団法人放射線影響協会約8.3%、北陸電力株式会社約8.3%であった。

当該委託は、事業開始当初から上記委託先への一者随意契約であるが、その理由は以下のとおりであった。

「委託先はPET等の画像診断設備を活用した放射線の医学利用に関する専門研究機関として、RIの製造及び提供並びにPET等の利用の普及及び啓発に関する事業を目的に設立された法人であり、PET等の画像診断設備の専門家を有し事業を実施していること、又、羽咋市や金沢大学から理事が就任し、地域との密接な交流関係があること等、本県において事業実施の目的である放射線の有効利用の普及、地域住民の理解推進を実施しうる唯一の機関である。」(随意契約理由書より)

委託先は事業の趣旨及び内容については十分に理解しており、研究員として金沢大学大学院医学研究科に所属する医師を配置するなど、当該業務を安定的に遂行できる団体であると評価できるところであり、研究内容自体は医学・薬学に関する先端的で、独創性の高い研究であるが、県内の大学や医療機関でも代替出来るものである。

また、当該事業については、研究分野が最先端のものであるため、適切な外部評価の実施が困難であり、また、画像データの蓄積・分析など基礎的な内容が主であることから、医学・薬学分野への応用等の実現可能性についても、今後、適切に検証をすべきと考えるところであるが、当該事業については、財源である国の交付金が終了することに伴い、平成26年度をもって終了する。

したがって、今後とも、これまでの研究データを有効活用していくとともに、放射線の有効利用に関する理解のため、本事業の成果を活かすよう努めてほしい。

ii 長寿社会課

1. ゆーりんピック 2013 開催事業費補助金

(1) 事業の背景と目的

各都道府県が毎年持ち回りで実施する高齢者のスポーツや文化の交流大会である「ねんりんピック」が平成 22 年度に本県で開催された事を契機に、平成 23 年度から、ねんりんピックの予選大会も兼ねて、本県独自で開催する「ゆーりんピック」が始まった。

当該事業は、高齢者の積極的な健康づくりと生きがいくりの高揚を図ることを目的とする。

(2) 根拠法令

石川県補助金交付規則

(3) 事業開始年度

平成 23 年度

(4) 事業費推移 (単位：千円)

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
補助金	—	—	15,000	14,500	14,250

支出先： ゆーりんピック実行委員会

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

高齢者の生きがいと健康づくりを目的とするスポーツ・文化交流大会「ゆーりんピック 2013」の開催に係る助成を行った。

交付先： ゆーりんピック実行委員会

(事務局： 社会福祉法人石川県社会福祉協議会)

大会期間： 平成 25 年 5 月 5 日、12 日、17 日～19 日、21 日、26 日、7 月 6 日

大会内容： ①開会式

②スポーツ・文化交流大会 (県内在住の 60 歳以上の方が対象)

スポーツ交流大会 (22 種目)、文化交流大会 (5 種目)、美術展

③一般参加型イベント (年齢等を制限しない交流)

スポーツ文化交流大会 (12 種目)、ウォーキング

④世代間交流イベント

有名選手による模範演技と指導

会 場：いしかわ総合スポーツセンター、北部公園、県立武道館等 21 会場
参加人員：約 11,000 名

(6) 監査の結果

参加募集方法は、公報によって毎年各市町へ募集を依頼するほか、県内の各競技団体（文化を含む 27 団体）へ依頼する。参加者は原則 60 歳以上とするが、競技種目によっては特に年齢制限を設けないものもあった。

(意見)

実行委員会への補助という形を取っており、実行委員会から各競技団体へ助成金が支出されている。競技団体の中には、競技者から参加費を徴収している団体も存在したが、実行委員会からの実績報告書には、各競技団体の収支表等の原始証憑の添付がなかった。

ヒアリングしたところ、実績報告書の確認に際し、追加で証拠書類の閲覧や提出を求めている場合もあるとのことであった。すべて一律機械的に原始証憑を添付しないといけないわけではないが、必要に応じて、実績報告書にそれらの写しを添付し、保管しておくことが望ましい。

2. 生きがいと健康づくり推進事業費補助金

(1) 事業の背景と目的

明るい活力ある長寿社会の実現に向けて、高齢者の生きがいと健康づくりを推進する。

(2) 根拠法令

石川県補助金交付規則

(3) 事業開始年度

平成2年度（当該補助事業名での補助金支出は平成24年度から）

(4) 事業費推移（単位：千円）

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
補助金	—	—	—	24,309	55,500

支出先：（社福）石川県社会福祉協議会

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、以下の事業の実施に係る助成を行った。

①いしかわ長寿大学の開催

高齢者に生涯学習の機会を提供し、地域の高齢者福祉を推進するリーダーの養成を図った。

受講者数：石川中央校 第12期生9名、第13期生60名

能登中部校 第8期生19名

能登北部校 第8期生31名、第9期生59名

マスターコース 第18期生35名

健康福祉専攻課程 第11期生25名

②全国健康福祉祭（ねんりんピック）への県選手団派遣

高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会づくりを目的に毎年開催される、全国健康福祉祭へ県選手団を派遣した。（H25開催県：高知県）

派遣期間：平成25年10月26日～29日

派遣人数：194名

③長寿生きがいセンターの管理運営

高齢者に生きがいや健康づくりの場を提供する施設の管理・運営を行った。

(6) 監査の結果

当該事業は、国の方針（「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について」平成元年10月19日付老福第187号厚生労働大臣官房老人保健福祉部長通知）等を踏まえ、平成2年度から開始した事業である。

平成2年度から平成8年度までは、事業費及び人件費に対し1/2の国庫補助があったものが、人件費については平成9年度、事業費については平成18年度から、国庫補助は廃止された。

県においても、補助事業の継続については毎年検討しており、事業費の国庫補助がなくなった平成18年度以降は、事業の見直しを行った（平成19年度には生きがい講座等各種講座の廃止等を実施している。）うえで、一般財源ベースで負担が増えない範囲で補助事業を継続しているということであった。

なお、従来 of 交付先は財団法人石川県長寿生きがいセンターであったところ、平成24年10月に同財団法人が解散した際、本事業を社会福祉法人石川県社会福祉協議会へ移管したことから、現在の交付先は石川県社会福祉協議会である。

当該事業費の内訳は、①いしかわ長寿大学の開催が2,540千円、②全国健康福祉祭（ねんりんピック）への県選手団派遣が8,705千円、③長寿生きがいセンターの管理運営が44,255千円であり、③の管理運営費については、センター利用者の6割弱を占める入浴事業に係る費用308千円を除き、多くは人件費補助であった。

なお、長寿生きがいセンターの管理運営については、これまでも宿泊、宴会部門を廃止し、大きく人員を削減するなど度々見直しを図ってきたところである。

長寿生きがいセンターの利用状況（平成25年度）

利用区分	利用者数
長寿大学	666名
サークル活動	15,622名
会議、研修等	2,922名
入浴	26,804名
合計	46,014名

(意見)

実績報告について、いしかわ長寿大学の運営費に関しては、講師等への謝金支払い報告及びその証憑類が、ねんりんピックへの選手団派遣費用については、費用の内訳明細や旅費交通費等の支払を示す証憑類の添付がなかった。

ヒアリングしたところ、実績報告書の確認に際し、追加で証拠書類の閲覧や提

出を求めている場合もあるとのことであった。すべて一律機械的に原始証憑を添付しないとイケないわけではないが、必要に応じて、実績報告書にそれらの写しを添付し、保管しておくことが望ましい。

3. 老人クラブ補助金

(1) 事業の背景と目的

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、介護保険制度の導入に伴い、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援という観点から、その活動及び役割が今後ますます期待されているところである。

当該事業は、老人クラブ活動のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的とする。

(2) 根拠法令

老人クラブ活動等事業実施要綱
在宅福祉事業費補助金交付要綱

(3) 事業開始年度

昭和 38 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
補助金	41,876	43,016	42,875	42,618	42,433

支出先： 県内 18 市町（金沢市除く）

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

老人クラブとは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、活動が円滑に行える程度の同一小地域に居住する概ね 60 歳以上の会員で構成される。

老人クラブ補助金は、県内 18 市町（中核市である金沢市は除く）の「単位老人クラブ」と「市町老人クラブ連合会」に対して、在宅福祉事業費補助金交付要綱に基づき、活動に要する経費の一部を助成するものであり、単位老人クラブの補助対象事業は、社会奉仕活動事業、老人教養講座開催等事業、健康増進事業等、また、市町老人クラブ連合会の補助対象事業は、活動促進に対する助成、健康づくり・介護予防支援事業、地域支え合い事業、若手高齢者組織化・活動支援事業、市町老連活動支援体制強化事業である。

(6) 監査の結果

平成 25 年度実績報告書によれば、各市町の単位老人クラブのほとんどが市町老人クラブ連合会に加入していた。

厚生労働省の老人クラブ等事業運営要綱によれば、会員の規模は、「おおむね 30 人以上とする。ただし、山村、離島などの地理的条件、その他特別の事情がある場合は、この限りではない。」と規定されている。

老人クラブの会員数はクラブによって様々で、区域内に第 1～第 7 の単位老人クラブがあり、そのうち会員数が 8 人のクラブも存在したが、会員数が 30 人未満のクラブについては、山村、僻地等の地理的条件を考慮したものであると、県及び市町において確認済みであった。

平成 26 年 4 月 1 日現在の老人クラブ加入者の状況は下記のとおりであり（全国は平成 25 年 3 月末現在）、本県の場合、加入率は全国平均よりも約 13%高いことが分かる。

区分	石川県	全国
老人クラブ数	1,416 団体	110,701 団体
加入者数 (A)	109,919 名	6,499,958 名
加入率 (A/60 歳以上人口)	28.2%	15.6%

しかしながら、会員数は全国的に減少の傾向にあり、下記表に示すとおり、本県も同様の傾向である。

年度	クラブ数	会員数	加入率	60 歳以上人口
21 年度	1,397 団体	117,233 名	32.7%	358,129 名
22 年度	1,432 団体	115,749 名	31.4%	369,025 名
23 年度	1,427 団体	113,983 名	30.3%	375,963 名
24 年度	1,427 団体	112,938 名	29.7%	380,701 名
25 年度	1,419 団体	111,372 名	28.9%	385,244 名

平成 21 年度包括外部監査報告書においても「高齢者の生きがいがづくりを推進し、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資するという事業目的を考えると会員数の増加に対する取り組みが必要である。」との意見が付されているところであり、全国老人クラブ連合会も、「老人クラブ 100 万人会員増強運動」を掲げ、5 カ年計画（平成 26 年度～30 年度）を作成し、会員増強に向けて PR 活動を展開している。

事業開始年度である昭和 38 年頃と異なり、高齢者の考え方は多様化してきていると思われる。60 代で老人と呼ばれることへの抵抗感や人間関係、個人的理由により、老人クラブ加入者は減少傾向にあるが、老人クラブ等のコミュニティへの参加による、高齢者の孤立を防ぐ施策は今後とも必要である事は間違いない。

県は各市町と連携して、今後もより一層老人クラブ活動が活発化するように取り組んでいくことが望まれる。

4. 介護保険給付費

(1) 事業の背景と目的

介護保険における保険者である市町が行う介護給付及び予防給付に要する費用の額について、介護保険法第 123 条の規定に基づき、施設等給付費は 17.5% 相当額を、その他給付費は 12.5%を負担する。

(2) 根拠法令

介護保険法
介護給付費負担金交付要綱

(3) 事業開始年度

平成 12 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
給付金	11, 526, 444	12, 009, 734	12, 429, 621	12, 961, 496	13, 396, 382

支出先： 県内 19 市町

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

介護保険は、介護保険法に基づき、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者等を被保険者として、加齢による疾病等の要介護状態等に関して、保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行う保険である。

介護給付・予防給付に必要な費用は、サービス利用時の利用者負担を除いて、50%が公費で賄われている。

その内訳は、施設等給付費については、国 20%、都道府県 17.5%、市町村 12.5%、居宅給付費については、国 25%、都道府県 12.5%、市町村 12.5%となっており、都道府県の負担分については、介護給付費負担金として市町村に交付されている。

なお、施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費を指す。居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費を指す。

(6) 監査の結果

県では、平成 23 年 3 月に「介護給付適正化取組方針 2011」を策定しており、この取組方針に基づき、県や保険者で介護給付の適正化に向けた取組がなされて

きた。

この方針において、県の事業者に対する実地指導にあたっては、国保連介護給付適正化システムなどの様々な情報を活用することとしているが、国保連介護給付適正化システムの情報については、近年はほとんど活用されていない。こうした情報を適切に活用し、実地指導対象を選定するなど、効率的かつ効果的な指導に努めることが大切でないかと思う。

現在の取組方針は平成 26 年度を終期としたものであるので、内容を見直したうえ、介護給付の更なる適正化に向け、来年度以降も取組むことが求められる。

5. 介護職員等によるたんの吸引等研修事業費

(1) 事業の背景と目的

平成 24 年 4 月に社会福祉士及び介護福祉法の一部を改正する法律が施行され、必要な知識、技能を習得した介護職員等については、一定の要件の下に、たんの吸引及び経管栄養を実施することができるようになった。

介護人材の活用やサービスの質の向上のため、在宅、介護保険施設、学校等において、介護福祉士等の介護職員が、たんの吸引や経管栄養等といった日常の「医療的ケア」を実施できるようにしたものである。

当該事業は、この法改正に沿って、適切にたんの吸引等を行う事ができる介護職員等を養成することを目的としている。

(2) 根拠法令

社会福祉士及び介護福祉士法

(3) 事業開始年度

平成 23 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
委託料	—	—	10,000	15,750	16,000
直接執行	—	—	628	35	150
計	—	—	10,628	15,785	16,150

主な支出先：（社福）石川県社会福祉協議会

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

社会福祉法人石川県社会福祉協議会（福祉総合研修センター）に委託し、下記のとおり研修を実施した。

① 不特定多数の者のたんの吸引を行う職員を養成する研修

特別養護老人ホーム等の施設において、不特定の方を対象に適切にたんの吸引等を行う事ができる介護職員等を養成する事を目的とした研修

受講対象者：介護保険施設、グループホーム、障害者施設等、居宅サービス事業等に就業している介護職員等

養成人数（定員）：前期 150 名 後期 150 名

日程：前期 5 月 18 日～ 後期 9 月 21 日～

研修内容：基本研修（講義、演習）10日間、筆記試験、実地研修

②特定の者のたんの吸引を行う職員を養成する研修

居宅及び障害者支援施設等において、特定の方を対象に適切にたんの吸引等を行う事ができる介護職員等を養成する事を目的とした研修

受講対象者：障害者(児)サービス事業所等で、福祉サービスに従事している介護職員、特別支援学校の教員、保育士等で、たんの吸引等が必要な特定の利用者がいる者

養成人数（定員）：前期 50名 後期 50名

日程：前期 8月24日～ 後期 12月14日～

研修内容：基本研修（講義、演習）3日間、筆記試験、実地研修

③指導者養成講習

介護職員等によるたんの吸引等の研修の講師及び指導者の養成

受講対象者：医師、保健師、助産師又は看護師

養成人数（定員）：前期 80名 後期 70名

日程：前期 5月18日～ 後期 9月21日～（ともに2日間）

(6) 監査の結果

介護職員等によるたんの吸引等の医療行為は、従来は、当面のやむを得ない措置として、一定条件の下で行われていたものであるが、社会福祉士及び介護福祉士法が改正され、平成24年4月から、一定の研修を受けた介護福祉士及び介護職員等も「医療や看護との連携による安全確保が図られていること」等の一定の条件の下で実施できることが法律に位置づけられた。

対象となる医療行為の範囲は、たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）及び経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）であり、介護職員等が研修の内容に応じ、これらの行為の一部又は全部を実施することとなる。

したがって、特別養護老人ホームの施設等においても、研修を修了した介護福祉士や介護職員等であれば、たんの吸引等の一部医療行為ができることになる。

介護職員等によるたんの吸引等の制度の概要は、厚生労働省のパンフレットによれば、

- ・たんの吸引等の研修は、都道府県または「登録研修機関」で実施される
- ・「登録研修機関」となるには、一定の登録要件を満たし、都道府県知事に登録申請を行う必要がある
- ・「登録研修機関」は、事業者、養成施設もなることができる
- ・「登録研修機関」は、「認定証（認定特定行為業務従事者認定証）」の交付事務

について、都道府県から委託を受けることができるとされている。

研修の実施機関や事業者等の登録申請先、認定証の交付申請先は各都道府県であり、各都道府県は、登録研修機関が適正に事業を行っているか、指導監督を行う立場にもある。都道府県が実施する研修事業については、国の通知により、委託も可能とされていることから、本県では、社会福祉法人石川県社会福祉協議会に委託しており、開始事業年度当初より一者随意契約が続いている。

随意契約理由書には、「石川県社会福祉協議会が運営する福祉総合研修センターは、福祉関係団体等が個々に実施していた福祉に関する研修を集約し効率的に実施することを目的として設置しているものであるから」とある。また、石川県社会福祉協議会への一者随意契約が続く理由としては、「石川県社会福祉協議会は県内の介護施設やホームヘルパーの団体等の全体を把握しており、研修の参加募集には最適であり、現状では、石川県社会福祉協議会を窓口とせざるをえない、やむを得ない事情がある。」とのことである。

以下に、平成 25 年度の委託料の積算資料の要約を示す。

(単位：千円)

項目	金額	備考
賃金	2,500	県社協嘱託職員賃金
報償費	7,738	企画委員会、講習・研修等講師への報酬
旅費	1,092	
需用費	2,848	資料代他
役務費	430	
委託料	600	会場準備等看護大学への再委託
使用料	30	
消費税	762	
合計	16,000	

本来の事業実施責任者である県としては、研修事業を委託することによっても、当該医療行為の安全性の確保という重大な責任を負っていることから、委託先は適正な競争的手続を経て選ばなければならないのが原則であると思われる。

なお、実際の研修自体は県立看護大学で実施されていたことから、なぜ県立看護大学へ直接委託しないのかと質問したところ、「研修については、県や県社協の福祉研修センターが看護大学の一部教授や介護サービス事業所の職員等と協力して実施している。また、大半の研修受講生は介護サービス事業所の職員であり、窓口としては介護・福祉に精通した団体である必要があることから福祉研修センターへの委託が適当と考える。」との回答を得た。

石川県社会福祉協議会には研修受講者募集等に関する事務局としてのノウハウは蓄積されているものの、研修カリキュラムの中身については医療行為従事者としてのノウハウを蓄積する県立看護大学等の教授や介護サービス事業所の看護師等、当該研修の講師が責任を持ってモニタリングするのが、当該事業の趣旨（安全性の確保）に沿っていると考ええる。

したがって、介護の現場で事故が起きないように、研修内容が、安全性の確保の面で必要十分であるかどうかの事前事後のチェック体制は不可欠であるが、当該研修は、講師を務める看護師、石川県社会福祉協議会、県で構成する企画委員会で事前に評価基準を定めたうえで、国のカリキュラムに基づき実施されており、研修実施後も企画委員会において評価、見直しが行われていることから、安全性の確保については担保されているものと考ええる。

6. 軽費老人ホーム運営費補助金

(1) 事業の背景と目的

社会福祉法人等が設置する軽費老人ホームの運営に要する費用に対して、その一部を補助することにより、高齢者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 根拠法令

老人福祉法

石川県軽費老人ホーム運営費補助金交付要綱

(3) 事業開始年度

昭和 38 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
補助金	451,813	453,732	462,712	474,455	487,549

支出先：（社福）石川県社会福祉事業団 他 13 法人

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

施設職員の人件費等の経費について補助を行った。

対象法人：（社福）石川県社会福祉事業団以下 14 法人 18 施設

利用者数：約 12,000 名

各施設への補助額は、利用者 1 名あたりに係る事務費に年間延べ利用人数を乗じたものから利用者負担額を引いたものである。

(6) 監査の結果

軽費老人ホームは、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安がある者で、家族による援助を受けることが困難な者が入所する施設であり、低所得者でも入所できるものである。

現在、高齢者向けの住まいや施設としては、軽費老人ホームの他にも、①有料老人ホーム、②養護老人ホーム、③認知症高齢者グループホーム、④サービス付き高齢者向け住宅の他、多種類が存在している。

上記①～③は、それぞれ老人福祉法に基づいて設立された高齢者向け住宅であるが、④のサービス付き高齢者向け住宅は、高齢者住まい法に基づくものであり、設置主体に制限がないため、入居者のための状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供できる住宅として、近年、都市部を中心に株式会社等

の営利法人による市場参入の著しい分野となっている。

公益性の観点から、軽費老人ホームは、低所得高齢者向けの住宅として、無料又は低額な料金で食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であるため、当該事業のように運営費補助制度が存在するのに対して、ほぼ同程度のサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅に対しては、このような運営費補助制度はない。

こういったことから、近年、市場の成長が著しい介護分野に参入しようとする企業などからは、国や自治体からの補助金を受ける社会福祉法人等との競争条件が公平ではないとの批判が出ていると耳にするところである。

当該補助金は、昭和 38 年度から、国 1/3、県 2/3 の補助により利用者負担の軽減を行ってきたものであるが、その後、平成 16 年度の三位一体改革により一般財源化され、現在は国の制度を引き継いだ県の単独補助となって存続している。

軽費老人ホームに対する運営費補助については、老人福祉法第 24 条第 2 項において、「都道府県は、(中略) 社会福祉法人に対し、老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。」とされているが、法律的に義務づけられたものではない。

県では、地域における軽費老人ホームの必要数等については 3 年に 1 度の長寿社会プラン策定時に検証しているが、サービス付き高齢者向け住宅との市場での競争激化が今後ますます予想される状況下で、県が低所得高齢者を対象とするという公益性を市場競争原理に優先するものとして補助を存続していくのであれば、補助の必要性について、既に当初目的としていた役割を終えたものではないのか等の調査を含め、毎年有効性の検証を実施しなければならないものと思われる。

なお、運営費補助の対象となっている人件費については、交付先法人の理事長等の報酬が含まれていないかどうか等、最低限のチェックは法人指導監査において内容の精査がなされており、支出の適正性の担保は確保されている。

また、県交付要綱の交付条件には「単価 50 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならないこと。」と定められているが、交付先への現物確認のための往査の必要性については、補助により取得した財産を処分する場合には、県に財産処分の承認を得る必要があるため、財産処分の事由が生じれば事業者から県に対して申請されるので必要はないとのことであった。

7. 施設開設準備経費助成特別対策事業費

(1) 事業の背景と目的

介護施設等の円滑な開設等の支援を目的とする。

(2) 根拠法令

石川県介護基盤施設等緊急整備臨時特例事業費補助金交付要綱

(3) 事業開始年度

平成 21 年度

(4) 事業費推移 (単位：千円)

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
補助金	28,906	212,800	396,561	64,897	197,194

支出先：県内 5 市町、事業者

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

国から交付される交付金を財源に県において基金を造成し、介護施設等の開設に当たり必要となる初年度設備経費等について、市町及び事業者に交付している。

(6) 監査の結果

(意見)

補助金交付の条件として、石川県介護基盤施設等緊急整備臨時特例事業費補助金交付要綱第 9 条は「(4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事に報告しなければならない。なお知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。」と定める。

上記規定は、当該事業の財源である国の介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領の規定を受けたものである。

しかしながら、監査を行った時点では、補助金を受けた市町及び事業者からの報告はなかった。補助金を受けた市町及び事業者に対し、報告するよう求めることが必要である。

8. 介護基盤施設等緊急整備臨時特例事業費

(1) 事業の背景と目的

公的介護施設等の整備に関する面的な配置構想の達成を目的とする。

(2) 根拠法令

石川県介護基盤施設等緊急整備臨時特例事業費補助金交付要綱

(3) 事業開始年度

平成 21 年度

(4) 事業費推移 (単位：千円)

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
補助金	477,968	1,376,933	1,317,172	672,827	669,889

支出先： 県内 7 市町

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

国から交付される交付金を財源に県において基金を造成し、以下の事業を実施し、市町に対して費用を交付した。

【事業内容】

- ・地域密着型サービス拠点等の整備に必要な経費について支援 (介護基盤緊急整備特別対策事業)
- ・消防法施行令上、スプリンクラー等防火安全設備の設置義務のない小規模な介護関連施設等に対する防火安全設備の整備に必要な経費について支援 (既存施設スプリンクラー等整備特別対策事業)
- ・グループホーム等における地震等防災対策上必要な補強改修や老朽化に伴う大規模修繕等に必要な経費について支援 (認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業)

(6) 監査の結果

(意見)

補助金交付の条件として、石川県介護基盤施設等緊急整備臨時特例事業費補助金交付要綱第 9 条は「(4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事に報告しなければならない。なお知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。」と

定める。

上記規定は、当該事業の財源である国の介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領の規定を受けたものである。

しかしながら、監査を行った時点では、補助金を受けた市町からの報告はなかった。補助金を受けた市町に対し、報告するよう求めることが必要である。

iii 医療対策課

1. 後期高齢者医療給付費負担金

(1) 事業の背景と目的

後期高齢者医療給付費に対する定率負担を行う。

(2) 根拠法令

高齢者の医療の確保に関する法律

石川県後期高齢者医療給付費等負担金交付要綱

(3) 事業開始年度

平成 20 年度

(4) 事業費推移 (単位：千円)

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
負担金	9,705,762	10,199,689	10,455,536	10,943,938	11,053,604

支出先：石川県後期高齢者医療広域連合

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

後期高齢者医療制度は 75 歳以上の高齢者等を対象とした制度である。県内 19 市町で構成する石川県後期高齢者医療広域連合が保険者の役割を果たし、市町と事務を分担しながら運営を行っている。医療給付に充てられる財源は、公費、現役世代が負担する後期高齢者医療支援金（交付金）、被保険者からの保険料が柱となっている。

公費負担の割合は医療給付費の 6/12 であり、国 4/12（うち 1/12 は調整交付金）、県 1/12、市町 1/12 となっている。

毎年度の負担対象期間は、3 月診療分から翌年 2 月診療分の 12 ヶ月分である。

(6) 監査の結果

実績報告が事業年度の翌年 6 月中に出されている一方で、県からの確定通知とそれに伴う金額の返還が、実績報告から 9 ヶ月以上経過した翌年 3 月になされていたが、県負担金と国庫負担金の負担基本額に相違が生じないように、国庫負担金の確定が翌年の 3 月に行われた後、県負担金の確定を行い、返還しているものであった。

参考：石川県後期高齢者医療給付費等負担金交付要綱より抜粋
(実績報告)

第 10 条

後期高齢者医療広域連合長は、当該年度の事業が完了したとき又は 4 の (3) により事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときには、別紙様式 5 による事業報告書に関係書類を添えて、翌年度の 6 月 30 日までに知事に提出して行うものとする。

(負担金の額の確定)

第 11 条

都道府県知事は、2 に係る負担金について、10 の報告に基づき負担金の額を確定したときは、後期高齢者医療広域連合長に対し別紙様式 6 により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(負担金の返還)

第 12 条

知事は、負担金の額を変更または確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

2. 後期高齢者高額医療給付費負担金

(1) 事業の背景と目的

高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクの緩和を図る。

(2) 根拠法令

高齢者の医療の確保に関する法律

石川県後期高齢者医療給付費等負担金交付要綱

(3) 事業開始年度

平成 20 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
負担金	381, 195	412, 535	468, 807	498, 675	515, 951

支出先：石川県後期高齢者医療広域連合

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

当該事業の対象医療費は、3月診療分から翌年2月診療分の療養の給付に要する費用等であって、レセプト1件あたり80万円を超えるものである。

レセプト1件あたり80万円超過分につき、保険料と国からの調整交付金でまかなうべき部分について、国：県：広域連合（保険料）＝1：1：2割合で負担するものであり、平成25年度における負担金総額は516百万円である。

(6) 監査の結果

実績報告が事業年度の翌年6月に出されている一方で、県からの確定通知とそれに伴う金額の返還が、実績報告から9ヶ月以上経過した翌年3月になされていたが、県負担金と国庫負担金の負担基本額に相違が生じないように、国庫負担金の確定が翌年の3月に行われた後、県負担金の確定を行い、返還しているものであった。

参考：石川県後期高齢者医療給付費等負担金交付要綱より抜粋

（実績報告）

第10条

後期高齢者医療広域連合長は、当該年度の事業が完了したとき又は4の（3）により事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときには、別紙様式5による事業

報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月30日までに知事に提出して行うものとする。

(負担金の額の確定)

第11条

都道府県知事は、2に係る負担金について、10の報告に基づき負担金の額を確定したときは、後期高齢者医療広域連合長に対し別紙様式6により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(負担金の返還)

第12条

知事は、負担金の額を変更または確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

3. 国民健康保険保険基盤安定負担金

(1) 事業の背景と目的

国民健康保険は、被保険者の属する世帯の前年の所得等に応じて保険料が決定され、所得が低い場合は保険料が軽減されるが、構造的に低所得者の加入割合が高いため、保険料の軽減額が大きくなっている。

当該事業は、①保険料軽減相当額の公費補填、②保険料の軽減対象となった一般被保険者数に応じた平均保険料の一定割合の財政支援により、市町における国保財政基盤の安定化を図ることを目的とする。

(2) 根拠法令

国民健康保険法

(3) 事業開始年度

昭和 63 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
負担金	2,294,791	2,574,863	2,673,992	2,770,928	2,774,880

支出先： 県内 19 市町

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

低所得者に対する保険料軽減相当額の補填に対する補助（保険料軽減分）及び保険料の軽減対象となった一般被保険者数に応じ、平均保険料の一定割合の補填に対する補助（保険者支援分）を行った。

負担割合は、保険料軽減分については、県 3/4、市町 1/4 であり、保険者支援分については、国 1/2、県 1/4、市町 1/4 である。

平成 25 年度の負担金は、保険料軽減分 2,597 百万円、保険者支援分 178 百万円で、計 2,775 百万円であった。

(6) 監査の結果

（意見）

平成 25 年 11 月に当初交付申請が出されて交付決定がなされ、翌年 2 月に 3 市から変更申請が出されているが、その変更理由について記載がない。

そもそもこの申請額は基準日（10 月 20 日）の被保険者数等によって算定するため、変更は誤算定によるものであり、県としては、市町に対し、このような誤

算定がないよう指導するとともに、変更申請書には変更理由を記載させるようにしなければならない。

(単位：千円)

保険者名	当初県負担額A	変更決定B	差額B - A
小松市	250,680	250,673	-7
七尾市	150,607	150,628	20
野々市市	96,852	96,843	-8
県計	2,774,875	2,774,880	5

4. 国民健康保険高額医療費共同事業負担金

(1) 事業の背景と目的

高額な医療費の発生による各保険者（市町）の財政リスクの緩和を図る。

(2) 根拠法令

国民健康保険法

石川県国民健康保険高額医療費共同事業負担金交付要綱

平成 25 年度国民健康保険高額医療費共同事業負担金交付要綱

(3) 事業開始年度

昭和 63 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
負担金	550, 245	606, 472	642, 093	655, 864	642, 285

支出先： 県内 19 市町

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

当該事業の対象医療費は、各保険者における、一般被保険者※の 1 月から 12 月の支出負担行為分の療養の給付に要する費用等であって、レセプト 1 件あたり 80 万円を超えるものである。

レセプト 1 件あたり 80 万円を超える高額医療費について、各保険者が共同して負担している拠出金の 1/4 を県が負担するものである。（負担割合：国 1/4、県 1/4、市町 1/2）

平成 25 年度における拠出金総額は 2,569 百万円であり、その拠出金に対する県の負担金総額は 642 百万円であった。

※ 被保険者のうち、退職被保険者等（65 歳未満であって、厚生年金や共済年金（国民年金は除く）の加入期間が 20 年以上、若しくは 40 歳以降に 10 年以上ある者で、老齢（退職）年金を受給することができる者等）以外の被保険者をいう。

(6) 監査の結果

（意見）

事務手続き上のことではあるが、県は当初申請書を平成 25 年 5 月 28 日までに

提出するよう市町に指示しており、それを受けて市町からは平成 25 年 5 月 28 日付で提出されているが、以下の要綱に準拠すれば、この年度では 5 月 22 日までに提出するよう指示すべきであった。

参考：

- ・石川県国民健康保険高額医療費共同事業負担金交付要綱より抜粋
(当初申請手続)

第 6 条

この負担金の交付の申請は、様式第 1 による申請書を毎年度 4 月 15 日までに知事に提出して行うものとする。但し、上記日付までに申請を行うことができない場合は、厚生労働省の定める国民健康保険高額医療費共同事業費負担金交付要綱に定められる都道府県知事の当初交付申請期限までに提出するものとする。

- ・平成 25 年度国民健康保険高額医療費共同事業負担金交付要綱より抜粋
(当初申請手続)

第 6 条

この負担金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1)市町村保険者は、様式第 2 による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (2)都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これを審理し、取りまとめのうえ、様式第 3 により関係書類を添えて、平成 25 年 5 月 22 日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

5. 国民健康保険団体連合会補助金

(1) 事業の背景と目的

各保険者（市町）は、石川県国民健康保険団体連合会が行うレセプトの審査支払業務等について手数料を払っている。

当該事業は、保険者の国民健康保険の財政が厳しい状況にある中で、石川県国民健康保険団体連合会の審査支払業務等に対して定額補助を行うことで、保険者の負担を軽減し、運営の安定化を図ることを目的としている。

(2) 根拠法令

国民健康保険団体連合会補助金交付要綱

(3) 事業開始年度

昭和 31 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
補助金	24,000	24,000	24,000	24,000	20,000

支出先：石川県国民健康保険団体連合会

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

当該補助金の対象となる事業は、石川県国民健康保険団体連合会が実施する診療報酬審査支払事業等である。平成 25 年度における当該事業の主な内容は次のとおりであった。

①審査支払事業

県内各保険者、石川県後期高齢者医療広域連合等の委託を受けて、保険医療機関等から提出されるレセプトの審査及び支払等を実施

②国保事務共同電算処理事業

被保険者の資格確認、給付点検及び高額療養費支給のための台帳作成

③保険者支援事業

データを活用した各保険者の医療費分析、保険者が実施する健康教室等への保健師等の派遣

④後発医薬品利用差額通知書の作成

後発医薬品利用差額通知書の作成及び差額通知削減効果実績帳票システムの開発

⑤保健事業

保険者が実施する保健事業支援のための研修会の開催、健診情報等のデータ分析に基づく課題の整理及び事業計画の策定等

⑥第三者求償事務

第三者行為による交通事故等の求償事務

平成 25 年度における当該事業の対象経費総額は 405 百万円であり、補助金額は 20 百万円（定額補助）であった。

(6) 監査の結果

(意見)

当該補助金は、これまで 24 百万円であったが、石川県国民健康保険団体連合会に多額の内部留保がある等の理由により、平成 25 年度に見直しを行い 20 百万円とした。しかしながら、依然として内部留保は多額であり、他都道府県よりも補助額が高い水準にあることから、引続き見直ししていくことが必要である。

6. 国民健康保険自立等支援資金費

(1) 事業の背景と目的

国民健康保険の財政の安定化及び国民健康保険事業の運営の広域化を目的に設置された国民健康保険自立等支援基金に積み立てを行う。

(2) 根拠法令

石川県国民健康保険自立等支援基金条例

(3) 事業開始年度

平成 15 年度

(4) 事業費推移 (単位：千円)

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
積立金	33,760	12,778	186	12,982	12,955

支出先：石川県国民健康保険自立等支援基金

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

石川県国民健康保険自立等支援基金条例に基づき、国民健康保険の財政の安定化及び国民健康保険事業の運営の広域化に資するため、平成 14 年度末に石川県国民健康保険自立等支援基金を設置した。(平成 26 年 3 月末基金残高 91,248,261 円)

当該基金を活用し、国民健康保険事業の財源に不足が生ずると見込まれる市町及び広域化(市町村合併を含む)を行う市町のうち適当と認められるものに対し、貸付金を貸し付けることができる。(無利子)

基金設置時に野々市町(現野々市市)に対して貸付けを行ったほか、内灘町に対し貸付けを行っている。直近では、平成 22 年度末に内灘町に対して 64,000 千円の貸付けを実施しており、貸付年度の翌々年度より償還を行っている。(24～28 年度の 5 カ年で各年度 1/5 ずつ償還)

平成 25 年度決算額は 12,955 千円(うち、内灘町の償還金 12,800 千円、基金運用利子積立 155 千円)であった。

(6) 監査の結果

特に問題は認められなかった。

ただ、この事業を始めて以来、内灘町だけが継続的に利用している(平成 16 年度より貸付)ものの、他の市町の利用は 1 件のみ(平成 14 年度に野々市町に

20,000 千円貸付け、平成 18 年度に完済) である。

自立支援等の必要があるのかどうかを検証し、将来にわたって当該事業を続けていかなければならないのか判断しなければならない。

7. 救急医療対策費（災害・救急医療情報システム運営費）

（1）事業の背景と目的

阪神淡路大震災のような全国規模の広域災害に対応できる医療情報支援体制の構築を図る。

（2）根拠法令

医療提供体制推進事業費補助金交付要綱
災害・救急医療情報システム運営要項

（3）事業開始年度

平成8年度

（4）事業費推移（単位：千円）

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
①役務費	43,648	33,194	21,728	21,663	21,726
②委託料	1,059	1,059	315	315	315
計	44,707	34,253	22,043	21,978	22,041

支出先：①（株）MJC、②（公社）石川県医師会

（5）当該事業年度における事業実施内容詳細

災害時における医療情報の活用体制の整備及び日常的な救急搬送業務における医療情報の活用を目的として、平成9年1月に災害・救急医療情報システムを導入し、平成16年3月にインターネット型に更新した。

システムの運用は公益社団法人石川県医師会に委託し、救急医療情報センターとして、入力情報の確認、固定情報の変更、操作研修等のシステムの運営管理を行っている。

情報の内容は、救急医療情報と災害医療情報があり、救急医療情報は、医療機関が宿日直医管理情報を入力し、消防本部が救急搬送に活用している。災害医療情報は、医療機関が医療機関情報、医薬品備蓄状況、ライフライン等状況、要請情報、支援情報を入力し、県、石川県医師会、消防本部が医療救護活動に活用している。

なお、システムは、民間のデータ通信会社（株式会社MJC）に設置されているホストコンピュータを利用しており、365日24時間の運用・管理体制により、故障等への迅速な対応やコンピュータウイルス等のセキュリティチェックが行われている。

(6) 監査の結果

本事業におけるシステム利用については、株式会社 MJC との間で、平成 29 年 2 月までの長期利用を前提とした単年度契約をしていたが、これは、条例等により定められた「長期継続契約の締結ができる契約」には該当しないことから、当初より複数年度にわたって単年度の契約を繰り返し締結しているものであった。

長期継続契約を締結することができる契約については、条例で定められており、総務部長通知により条例の適用を受ける契約が限定されている。

参考：

- ・ 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例より抜粋
第 2 号
役務の提供を受ける契約で翌年度以降にわたり役務の提供を受ける必要があるもの

- ・ 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について（総務部長通知）より抜粋
条例第 2 号について
機械警備業務委託を対象とする。
（その他の委託については、当面、対象としないこととする。）

8. 緊急時医療施設整備事業費（機材整備等費）

（1）事業の背景と目的

原子力発電施設での事故等の緊急時における防災体制の確立に必要な放射能汚染検査機器及び防護機材等の整備を図る。

（2）根拠法令

原子力災害対策指針

（3）事業開始年度

平成2年度

（4）事業費推移（単位：千円）

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
直接執行	4,426	4,670	40,567	29,379	30,184
委託料	—	6,510	—	5,985	2,678
計	4,426	11,180	40,567	35,364	32,862

主な支出先：（株）千代田テクノル

（5）当該事業年度における事業実施内容詳細

原子力発電施設での事故等の緊急時における防災体制の確立に向けて、以下の事業を行った。財源は国庫負担金（10/10）。

①防護機材等の整備

・安定ヨウ素剤等の薬剤整備

志賀原子力発電所から半径 30km 圏内の全住民が、緊急時に服用するための安定ヨウ素剤等を整備

・ポケット線量計等既存防護資機材の更新

緊急時に避難住民等の汚染検査を行うため、県及び被ばく医療機関に必要な資機材を配備

・新規初期被ばく医療機関への資機材配備

平成 26 年 4 月に追加指定した新規初期被ばく医療機関 20 病院に対し、ポケット線量計やサーベイメータ等の資機材を配備

②資機材の保守点検委託

緊急時に避難住民等の汚染検査を行うため、県及び被ばく医療機関に配備した資機材について保守点検を実施

(6) 監査の結果

安定ヨウ素剤については、国の原子力災害対策指針に従い、県地域防災計画(原子力編)を改正するとともに、必要数の備蓄を完了するなどの対策を実施しているが、5 km 圏内の住民への事前配布は進んでいない。

安定ヨウ素剤の配布・服用に関しては、医師による説明が必要とされており、また副作用のおそれもあることから、現在、関係道府県とともに、国に対して、具体的な医師の説明内容や副作用の発生責任、救済措置など、必要な事項を示すよう求めている状況である。こうした状況ではあるが、今にも災害は発生する可能性があることから、早急な対応を期待したい。

9. 看護師等養成所運営費補助金

(1) 事業の背景と目的

保健師、助産師、看護師及び准看護師の確保、資質の向上、離職防止及び就業促進等を図る。

(2) 根拠法令

医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱

(3) 事業開始年度

昭和 37 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
補助金	81,404	81,936	82,766	82,532	81,870

支出先：（学）浅ノ川学園 金沢看護専門学校 他 3 校

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

平成 25 年度は、民間立の 4 養成所に対して補助を行い（負担割合：国 1/2、県 1/2）、補助対象経費の主なものとしては、教員及び事務職員の給与費、教員用として支出した需用費と役務費、生徒用として支出した教材費、実習施設謝金等であった。

平成 25 年度の補助総額は 81,870 千円で、補助先及び補助額は以下のとおりである。

- ・金沢看護専門学校
 - 第 1 看護学科：18,425 千円
 - 第 2 看護学科：16,208 千円
- ・こまつ看護学校：18,425 千円
- ・七尾看護専門学校：19,381 千円
- ・小松准看護学院：9,431 千円

(6) 監査の結果

事業の評価に関しては、各養成所の学生の資格試験合格率、看護職員への就業率が指標となると思われ、このデータは取りまとめられている。

補助対象 4 校の実績は、学生の資格試験合格率の平均が概ね 92%～100%で推

移している（全国平均は88%～91%）。就業率も90%代後半を推移しており、教育効果の面で問題はなさそうである。

養成所によっては、申請書の内訳と実績報告書の内訳の比較で、項目別に増減があるものがあつたが、やむを得ない事情による変動と考えられ、総支出額としての整合性もとれていることから、特に問題はない。

10. 看護師等養成所実践力向上教材等整備費

(1) 事業の背景と目的

厚生労働省の定める「看護師等養成所の運営に関する指導要領」において、看護師等養成所における教育上必要な機械器具に関して、学生定員数に応じて適宜補充し、更新することとされたことに伴い、各看護師等養成所の必要な教材の購入費に対して補助を行う。

(2) 根拠法令

保健師助産師看護師法

看護師等養成所の運営に関する指導要領

石川県看護師等養成所実践力向上教材等整備費補助金交付要綱

(3) 事業開始年度

平成 25 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
補助金	—	—	—	—	37,500
直接執行	—	—	—	—	11,000
計	—	—	—	—	48,500

主な支出先：金沢大学 他県内 9 養成所

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

教育機器やシミュレーションモデル等の教材の購入費に対して県内看護師等学校養成所 12 校に補助を行った。財源は石川県地域医療再生臨時特例基金であり、平成 25 年度のみ予算執行である。

補助額（定額）は、1 学年の定員により以下のとおり定めた。

- ・ 40 名以下 3,000 千円
- ・ 80 名以下 4,500 千円
- ・ 120 名以下 6,000 千円

養成所毎の支出の状況は以下のとおりである。

- ・ 金沢大学医薬保健学域保健学類看護学専攻（80 名） 4,500 千円
- ・ 金沢医科大学看護学部看護学科（70 名） 4,500 千円
- ・ 石川県立看護大学（80 名） 4,500 千円

・石川県立総合看護専門学校（205名）	8,000千円※
・金沢医療センター附属金沢看護学校（80名）	4,500千円
・金沢医療技術専門学校（80名）	4,500千円
・金沢看護専門学校（40名）	3,000千円
・こまつ看護学校（40名）	3,000千円
・七尾看護専門学校（40名）	3,000千円
・加賀看護学校（36名）	3,000千円
・石川県立田鶴浜高等学校衛生看護科（40名）	3,000千円
・小松市医師会附属小松准看護学院（40名）	3,000千円

※石川県立総合看護専門学校は県の補助金交付要綱の基準に該当しないが、近時の在学者数の実績が各看護学科合計で約120名であることから、単体としての補助額6,000千円、教材について県立田鶴浜高等学校との共同利用分の補助額として2,000千円、合計8,000千円が補助されたものである。

（6）監査の結果

県内の看護師等養成所における教材等の補充や更新ができ、有効性の高い事業である。今後も、県として定期的な教材等の更新に備えた計画を立てていただきたい。

11. 看護教員養成講習会開催事業費

(1) 事業の背景と目的

看護師等養成所には、保健師、助産師または看護師として5年以上業務に従事した者で、専任教員として必要な研修を修了した者等、一定の要件を満たす専任教員を学生定員数に応じて一定数配置することが求められている。(看護師等養成所の運営に関する指導要領)

全国的な傾向として、専任教員の条件を満たす者が不足していること、将来の需要に応える必要があることから、厚生労働省においても看護職員の資質向上の一環として看護教員等の養成支援に国庫予算がつけられている。

本県においても同様の問題があり、専任教員の確保と養成が必要であったことから、平成23年度より看護教員養成講習会を行った。

(2) 根拠法令

保健師助産師看護師学校養成所指定規則
看護師等養成所の運営に関する指導要領
看護職員確保対策等実施要綱

(3) 事業開始年度

平成23年度

(4) 事業費推移(単位:千円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
委託料	—	—	14,310	13,746	12,300
直接執行	—	—	126	176	105
計	—	—	14,436	13,922	12,405

主な支出先 : 石川県立看護大学

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

本県には9つの看護師養成所(大学3校は除く)があり、専任教員の確保と養成が必要であったことから、平成23年度から25年度の3年間、講習会を開催した。

講習会の事務については、石川県立看護大学に委託し、事業コーディネーターと事務担当者を1名ずつを配置し、講義や指導を担当する講師は、石川県立看護大学の教授・准教授を中心に、県内・県外の大学教授、専修学校の副学校長、教

務主任で編成されていた。

授業科目は、厚生労働省のガイドラインに準じて組み立て、基礎分野 4 科目、教育分野 4 科目、専門分野 15 科目、その他関連科目 2 科目、合計 25 科目であり、8 ヶ月間にわたって開催した（平成 25 年 4 月～12 月）。

平成 25 年度の受講者数は 27 名であった。

（6）監査の結果

石川県立看護大学へは随意契約としているが、その理由は、「同大学が看護職養成のノウハウを有しており、当該講習会の講義や指導を行う教授陣が常駐し、豊富な図書や実習器材を備える等事業の遂行に必要な環境が整っているため」とのことであった。

看護教員の養成プログラムは、講習会の期間からも分かるように非常に内容の濃いものとなっており、受講者としても負担が大きく、実施できる機関も当然限られてくると思われる。

継続的に看護教員を確保していくためにも、現在検討されている通信制や eラーニングの整備等の新しい手法の整備が望まれる。

12. 看護師等修学資金貸与事業費

(1) 事業の背景と目的

看護師等学校養成所に在学する者で、卒業後に県内の病院等において看護職員として従事する者に対して、修学資金を無利子で貸与する事業であり、県内における看護師等及び看護教員の確保及び質の向上を図ることを目的としている。

一定の要件を満たす県内の病院・診療所等に一定期間就業することにより、貸与金の返還が免除となるものであり、修学資金を自己で捻出することが困難な者の資格取得や、県内の看護師等の確保に貢献することを狙いとしている。

また、特に看護師不足が深刻であった能登北部医療圏の病院における看護師確保対策として、平成 19 年度より特別枠を創設し、特別枠については、平成 22 年度から地域医療再生臨時特例基金を活用し、貸与枠を拡大した。

(2) 根拠法令

石川県看護師等修学資金貸与条例

(3) 事業開始年度

昭和 37 年度

(地域医療支援看護師等修学資金貸与事業 (特別枠) は平成 19 年度から)

(4) 事業費推移 (単位: 千円)

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
貸付金	50,568	55,656	61,044	75,700	76,032

支出先 : 看護学生

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

平成 25 年度の貸与総額は 76,032 千円で、内訳は以下のとおりである。

- ・看護師等修学資金 (一般枠)

15,432 千円 (新規 15 名、継続 26 名の計 41 名分)

- ・地域医療支援看護師等修学資金 (特別枠)

60,600 千円 (新規 20 名、継続 31 名の計 51 名分)

貸与決定までの流れについて、各学校養成所が推薦順位を添えて、学生からの申請書を取りまとめて県に提出し、その後、申請者の家計の所得、学業成績、推薦順位等に基づき書類選考し、特別枠については、加えて面接を実施し点数化したうえで、貸与枠内で貸与者を決定した。新規申請者は、一般枠 55 名、特別枠 21 名であった。

1名あたりの月額貸与額は、一般枠は15～36千円（学校養成所の設置主体と課程種別で異なる。）、特別枠は100千円であった。

（6）監査の結果

一般枠における返還免除対象施設への就業率は、平成20年度から平成25年度の平均で約6割であったが、この数字を高いと評価するか低いと評価するかは意見が割れるところである。

一方、特別枠における返還免除対象施設への就業率は、事業開始後の平均で約83.1%となっており、学生個人の事情などによる退学等に伴う貸与辞退者を除けば、その就業率は100%であり、事業の効果は評価できる。

なお、当該事業の目的である県内の看護師等の不足の解消については、当然のことながら継続的にその状況を調査する必要がある。特に能登北部地域においては看護師等の年齢層が高くなる一方、新卒看護師がほとんど確保できない状況であり、近い将来、看護師不足に陥ることが懸念されているということである。

そのため、第一次的には、看護師等として従事している人数や年齢層を把握することが必要であり、この点については、隔年で行われている国の看護職員業務従事者届出調査で把握しているとのことであった。

また、同時に質の確保も要請される場所であり、県としては、専門的看護実践力研修や認定看護師養成支援事業で対応しているようである。

13. 認定看護師養成コース創設事業費補助金

(1) 事業の背景と目的

従前、専門性の高い看護師を養成するための認定看護師研修機関が県内には存在しておらず、当該認定を受けるためには、県外へ一定期間滞在する必要があり、看護師本人及び派遣する病院側にとって負担が大きく、県内における当該看護師の確保の障害となっていた。

当該事業は、そのような状況の解消と看護師のキャリアアップ支援を目的に、石川県立看護大学が開設する「感染管理認定看護師コース」と「看護キャリアセンター」について、その準備経費に対して補助を行うものである。

(2) 根拠法令

看護師等の人材確保の促進に関する法律

(3) 事業開始年度

平成 25 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
補助金	—	—	—	—	18,000

支出先：石川県立看護大学

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

石川県立看護大学の「感染管理認定看護師コース」と「看護キャリアセンター」の開設について、平成 25 年 4 月に石川県立看護大学に設置された看護キャリア支援センター開設準備室の運営費、教育課程に必要な教育用物品の購入費、入試説明会の開催に係る費用などについて補助を行った。

10 月には公益社団法人日本看護協会から教育機関の認定を受け、11 月に実施した次年度の入試説明会には、50 名を超える看護師が参加した。

(6) 監査の結果

当該事業の有効性に関しては、一定の指標（コースの定員数の確保、認定看護師合格率など）に基づいて継続的に評価を行う予定とのことである。当該補助金が有効に活用されたか否かを分析し、その分析結果が他のプロジェクトを行う際の参考として活用されることが期待される。

14. 新人看護職員研修事業費

(1) 事業の背景と目的

病院等において新人看護職員等が基本的な臨床実践能力を確保するための研修を実施することによって、看護職員の質の向上及び早期離職の防止を図る。

(2) 根拠法令

保健師助産師看護師法
看護職員確保対策事業などの実施について

(3) 事業開始年度

平成 22 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
①補助金	—	16,219	15,177	16,874	18,577
②委託料	—	2,000	2,344	2,342	1,171
計	—	18,219	17,521	19,216	19,748

支出先：①金沢医科大学病院他 33 病院、②（公社）石川県看護協会

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

新人看護職員の研修事業として以下のア、イを、新人看護職員の教育担当者向けの研修事業としてウを実施した。

ア 自施設職員研修

国のガイドラインに沿った新人看護職員研修を実施

- ・研修内容：看護技術、感染防止、医療安全等
- ・補助先：34 病院
- ・補助率：国 1/2、事業主 1/2

イ 他施設職員受入研修

新人看護職員研修事業を実施する病院が研修を公開し、他施設の新人看護職員を受け入れて研修を実施

- ・補助先：4 病院
- ・補助率：国 1/2、事業主 1/2

ウ 教育担当者研修事業

新人看護職員研修の実施体制を確保するため、研修の企画や運営等を行

う教育担当者を対象に研修を実施

- ・委託先：(公社) 石川県看護協会
- ・補助率：国 10/10
- ・参加者：38名

(6) 監査の結果

アの自施設職員研修の実施は病院の努力義務であり、大多数の病院において行われているものの、新人職員数の少ない中・小規模の施設では、研修実施の困難さが想定される。

平成 25 年度における病床数区分別の補助金申請状況は下記のとおりである。

	新人入職の あった病院数	補助金 申請数	申請割合
400 床以上	11	9 件	82%
300～399 床	9	7 件	78%
200～299 床	8	8 件	100%
100～199 床	17	9 件	53%
100 床未満	8	1 件	13%
合計	53	34 件	64%

病床規模が 100 床未満の医療機関等での申請割合が 13%と非常に小さく、こうした現状が数年続いている。

当該補助の趣旨を鑑みれば、新人が入ったにもかかわらず、研修等を実施していない医療機関がないかどうかは、常にモニターしなければならないと思われるところ、県は過去 4 年間の事業を評価し、平成 26 年度より、病床規模が 100 床未満の医療機関等で、研修を実施していない施設に対して研修プログラムの立案などのアドバイスをする事業を開始しているとのことであった。

ウの教育担当者研修は、指導者の質を高めることによって教育効果を上げようとするものである。指導者の質は、新人看護師の能力を大きく左右するものであると思われるため、当該事業による指導者の教育は、非常に重要なものである。

当該研修の実施については、公益社団法人石川県看護協会へ委託（一者随意契約）しており、全 5 日間の講義及び演習により、教育担当者研修、実地指導者研修等を実施している。講師は日本赤十字看護大学教授、研修開発機関代表、日本看護協会常任理事等が務めた。

15. ナース情報ステーション事業費

(1) 事業の背景と目的

出産、育児、転勤等を理由に医療施設を退職する看護師等が多い。こうした潜在看護師に対してメールマガジンの配信やセミナーの開催、就職情報の提供等を行うことで、復職を後押しし、看護師不足の解消につなげる。

(2) 根拠法令

看護師等の人材確保の促進に関する法律

(3) 事業開始年度

平成 24 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
①委託料	—	—	—	4,200	7,200
②直接執行	—	—	—	2,096	2,764
計	—	—	—	6,296	9,964

主な支出先：（株）ライトブレン、（株）人材情報センター

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

個々の未就業看護師のニーズに応じ、徐々に現場感覚を取り戻し、スムーズに再就業できるよう、病院の見学会、再就業に向けた相談など様々な取組を行い、復職に向けた意識の向上や不安の解消を図るなど、きめ細かいサポートを実施した。

また、再就業に必要な最新情報をメールで提供しており、具体的には、短時間勤務や夜間勤務免除等の勤務形態を導入している医療機関の紹介、復職の事例紹介、セミナーの案内を行った。メールは月に 2 回配信し、メール会員数は平成 25 年度末現在、774 名である。

さらに、感染管理や電子カルテなど最新の看護実践技術に関するセミナーを年間 8 回開催したほか、6 月には、就職情報サイト（県が運営する無料のポータルサイト）を開設し、病院紹介コーナーにおいて病院の特徴や看護部の声、病院見学会のお知らせなどを掲載し、未就業者の再就業を支援した。

(6) 監査の結果

これまで、潜在看護師については届出義務がないため確実な人数が分かっていない状況の中で、潜在看護師を対象にして看護師確保に取り組んだ当該事業は評価できる。

平成 27 年 10 月からは、「看護師届出制度」が法制度化されるとのことであり、この制度の活用を検討し、次年度以降の事業運営・予算策定に活かしていただきたい。

16. 病院内保育所運営事業費補助金

(1) 事業の背景と目的

病院及び診療所に従事する職員のうち、子供のいる職員は勤務状況等から適切な保育施設を確保することが困難なケースがあり、それが離職率の上昇を招いていると指摘されていた。この事業では、このような状況を解消するために、病院内における保育施設運営について助成を行う。

(2) 根拠法令

病院内保育所運営事業実施要綱
医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

(3) 事業開始年度

昭和 49 年度

(4) 事業費推移 (単位：千円)

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
補助金	19,217	19,712	14,075	15,025	14,325

支出先：(公社)石川勤労者医療協会城北病院 他3病院

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

平成 25 年度は、民間立の 4 病院に設置している院内保育所の運営費（補助対象は人件費）の補助を実施した。保育児童数、保育士等数、保育時間の基準項目に基づき給付金額を決定しており、負担率は国 1/3、県 1/3、事業主 1/3 である。

平成 25 年度の補助総額は 14,325 千円で、補助先及び補助額は以下のとおり。

- ① (公社) 石川勤労者医療協会城北病院：1,879 千円
- ② (医社) 和楽仁芳珠記念病院：3,937 千円
- ③ (医社) 浅ノ川浅ノ川総合病院：4,387 千円
- ④ (医社) 浅ノ川心臓血管センター金沢循環器病院：4,122 千円

(6) 監査の結果

(意見)

当該補助金の有効性を事後的に評価する指標として、対象者の離職率の推移等を指標とすることが考えられる。当事業年度の結果のみならず、当初の事業計画の目標値との乖離等を把握し、次年度以降の事業運営・予算策定に活かしていく必要があるため、当該費用の有効性に関して一定の指標に基づいて継続的に監視をしていくことが必要であると思われる。

iv 地域医療推進室

1. 自治医科大学負担金

(1) 事業の背景と目的

へき地に勤務する医師を養成する自治医科大学の運営の円滑化を図る。

(2) 根拠法令

学校法人自治医科大学寄付行為

公立へき地病院等勤務医師養成のための医科大学設置要領

(3) 事業開始年度

昭和 47 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
負担金	128,700	128,700	128,700	130,400	129,800

支出先：(学)自治医科大学

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

当該負担金は、へき地に勤務する医師の養成を図っている学校法人自治医科大学の経常運営費の一部について、各都道府県が負担するものである。

自治医科大学は、医療に恵まれないへき地等における医療の確保向上及び地域住民の福祉の増進を図るため、昭和 47 年に全都道府県が共同して設立した 6 年制の医科大学である。

入学者は全員、入学金・授業料等を貸与され、卒業後に引続き、出身地の都道府県知事が指定する公立病院等に医師として勤務し、その勤務期間が修学資金の貸与を受けた期間の 3/2 に相当する期間（うち 1/2 は、知事が指定するへき地等の指定公立病院等に勤務）に達した場合、返還を免除される。

平成 25 年度の負担額は 129,800 千円で、平成 25 年度末現在、本県の自治医科大学の卒業生は 75 名であり、いわゆる総合医という幅広い診療能力を持つ医師として、義務年限中の卒業生医師を舩倉島診療所や白峰診療所、能登北部地域をはじめとするへき地の医療機関に派遣している。また、義務年限終了後の卒業医師は 54 名中 43 名が県内に定着しており、卒業後も本県医療の充実に貢献している。

(6) 監査の結果

この負担金は学校法人自治医科大学寄付行為第3条の「へき地等の地域社会の医療の確保及び向上のために高度な医療能力を有する医師を養成する」という設立目的に鑑み、全都道府県が負担しているものである。

平成25年度における負担金から、学生1名あたりの金額を単純計算すると、 $129,800 \text{ 千円} \div 15 \text{ 名 (在校者数)} \times 6 \text{ 年 (在校年数)} = 51,920 \text{ 千円}$ となり、1名の医師育成に51,920千円の費用が必要という計算になる。

自治医科大学は学生1名あたりの教員数が2/3名と多いことや教員の人件費以外にも研究費等の大学運営に必要な経費がかかることを考慮すれば、金額についても特に問題はないと判断する。

2. 寄附講座設置費

(1) 事業の背景と目的

医療提供体制の最優先課題である能登北部地域の医師確保を図る。

(2) 根拠法令

寄附講座の設置に関する協定書

(3) 事業開始年度

平成 22 年度

(4) 事業費推移 (単位：千円)

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
寄附金	—	180,000	180,000	180,000	180,000

支出先：金沢大学、金沢医科大学

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

金沢大学及び金沢医科大学において、地域医療の在り方をテーマに、現地での診療支援を兼ねた実地研究を伴う 6 つの寄附講座を実施した。

金沢大学では、地域医療がん内科学・糖尿病学講座、地域医療循環・栄養・代謝学講座、地域医療心肺・総合外科学講座、地域医療がん外科学講座、地域医療救急・整形外科学講座の 5 つの講座を設置し、金沢医科大学は、総合医療学講座を設置し、それぞれ、地域医療の連携体制の構築に係る研究や地域医療を担う人材養成に係る研究を行いながら、能登北部地域を中心に診療支援にあたった。

なお、当該寄附金は、平成 25 年度をもって終了した。

(6) 監査の結果

(意見)

金沢大学からの報告書の費用について、その内容を検証することが困難な状況である。例えば、研究費のうち、消耗品費 13,100 千円とその他 3,779 千円とあるが備考欄には何も書かれておらず、備品費 9,093 千円については、備考欄に心電図測定システムとの記載があるが、用途等は不明である。

支出内容を把握し、事業に必要な経費に充てたかどうかを確認できるように、備考欄にその内訳など記載させるべきである。

また、報告書(研究実績)は説明報告としてはその具体的な内容に欠けており、1 年間の活動状況が不明であるので、もっと具体的な内容を記載し、活動状況が

わかり、県側が支出金額に対する成果の検討が可能なレベルでの報告説明が望まれる。

参考：寄附講座の設置に関する協定書より抜粋

(寄附金の使途)

第6条 前条の寄附金は、第3条の事業を実施するために必要な経費に充てることとする。

(報告)

第8条 大学は、各年度末及び事業終了後、事業の成果を県に報告するものとする。

3. 地域医療ネットワーク構築推進費補助金

(1) 事業の背景と目的

診療連携体制のあり方の研究や、地域連携クリティカルパス※の普及・改良に係る経費を助成することにより、地域医療ネットワークを構築し、地域の医療提供体制の確保・充実を図る。

※ 地域連携クリティカルパスとは、患者が急性期から回復期、維持期にわたる過程において、治療に携わる急性期病院や回復期病院、地域のかかりつけ医等が、疾病の発生から治療、リハビリなどの一連の流れを記載して共有する一貫した治療計画。

(2) 根拠法令

地域医療ネットワーク構築推進費補助金交付要綱

(3) 事業開始年度

平成 22 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
補助金	—	10,000	15,000	15,000	15,000

支出先：（一社）石川県地域医療支援センター

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

平成 20 年度に県と金沢大学附属病院が共同で設立した石川県地域医療支援センター（現在：一般社団法人石川県地域医療支援センター）への補助事業（脳卒中診療ネットワーク事業、認知症診療ネットワーク事業、小児医療連携ネットワーク事業）では、センターが持つ医師派遣のノウハウを活かして、能登地域や南加賀地域の医療機関の脳神経外科、精神科、小児科へ金沢大学附属病院から医師を派遣することにより、医療提供体制の支援を行っている。（脳神経外科：3名、精神科：1名、小児科：2名）

また、診療分野ごとに連携方針等を検討する協議会を立ち上げ、地域連携クリティカルパスの普及に向けた研修会や地域の医療連携体制の強化のための合同検討会の開催等に取り組んでいる。

(6) 監査の結果

脳卒中のクリティカルパスの運用を行う協議会（能登脳卒中地域連携協議会、加賀脳卒中地域連携協議会）には、県内 533 の医療機関等が参加しており（平成 26 年 5 月現在）、平成 25 年の利用件数は 1,125 件である。本県における脳卒中のクリティカルパスの利用率は約 4 割であり、他の都道府県に比べると高い水準にある。今後も更なる利用拡大に向け、より積極的な取組を期待したい。

4. 緊急医師確保修学資金貸与事業費

(1) 事業の背景と目的

将来の地域医療を担う医師の確保及び育成を図る。

(2) 根拠法令

石川県緊急医師確保修学資金貸与条例

(3) 事業開始年度

平成 21 年度

(4) 事業費推移 (単位：千円)

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
貸付金	12,000	36,100	60,000	84,000	103,200

支出先：金沢大学医学類特別枠学生 43 名

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

金沢大学医学類の入学者で、本県の地域医療を担う医師を志す者に修学資金の貸与を行った。

対象者は金沢大学医学類特別枠の入学者(定員 10 名)で、貸与額は年額 2,400 千円、貸与期間は 6 年間であり、1 名あたりの 6 年間の貸与総額は 14,400 千円となる。貸与を受けた学生は卒業後 9 年間(金沢大学附属病院での 2 年間の初期臨床研修を含む)、知事が指定する公立病院で勤務することにより、返還が免除される。

金沢大学医学類特別枠を受験する学生は、在籍する高等学校長の推薦を受けたのち、県の選考(面接及び書類審査)を受ける。県は修学資金を貸与することが適当であると認めた者に推薦書を送付し、受験者はその推薦書を持って、金沢大学が実施する医学類特別枠に出願する。その後、金沢大学が実施する医学類特別枠の選考試験(センター試験と面接であり、一般入試は受験しない)に合格した者が修学資金の貸与を受けることができる。

平成 25 年度は 43 名(1 年：10 名、2 年：10 名、3 年：8 名、4 年：10 名、5 年：5 名)に貸与を行った。貸与を受けた学生は今後、医師となり、能登北部をはじめとする医師不足地域の医療に従事し、本県の地域医療を担うことになる。

(6) 監査の結果

平成 25 年度には留年者が 2 名発生したが、1 回目の留年であり、貸与の取消

し事由（学業成績が著しく不良となったとき等）には該当しないという判断で、取消し処分には至らなかった（ただし、この年度については貸与しない）。

なお、県では、当該事業や p. 57 に記載している寄附講座、首都圏医師の UI ターンの促進を図る「ふるさと石川の医療を守る人材ネットワーク推進事業」等に取り組んできた結果、平成 25 年度において、能登北部自治体 4 病院における医療法上の病床数から計算される医師の充足率は 104% を達成しているものの、実際に各病院の必要とする定員には達していない状況にある。

また、地域間偏在だけではなく、診療科間の偏在の解消に向けては、「地域医療支援医師修学資金制度」等の取組を行っているところであり、引続き、県内における医師の確保に向けて取り組んでいってほしい。

5. 石川の地域医療人材養成支援事業費

(1) 事業の背景と目的

緊急医師確保修学資金貸与事業により将来能登地域等の病院で勤務することとなる金沢大学医学類の特別枠の学生へのキャリア形成支援等を目的とする。

(2) 根拠法令

医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱

(3) 事業開始年度

平成 24 年度

(4) 事業費推移 (単位：千円)

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
委託料	—	—	—	12,000	13,000

支出先：金沢大学附属病院

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

金沢大学医学類の特別枠の学生へのキャリア形成支援、卒業後の医療機関への配置に向けた調整を金沢大学附属病院に委託している。

特別枠の学生は卒業後、能登北部等の医師が不足している地域に従事することになるが、地域医療実習等により在学中から地域医療への理解を深めてもらい、地域医療を担う人材としての自覚を養った。また、特別枠の学生に対する面談や、学生同士の交流会を実施することで、学生の将来への不安の解消に努めている。

平成 25 年度は、特別枠の学生同士の交流会「地域医療学生交流会」を 6 月から 3 ヶ月ごとに開催し、個人面談も各学年に実施した。また、金沢大学附属病院の臨床研修担当医による研修プランについての講演を行い、金沢大学附属病院での初期臨床研修について理解を深めてもらった。さらに夏期に 3 回、冬期に 1 回、地域医療研修を実施し、実際に能登北部での医療に触れてもらうことで、地域医療への関心を高めてもらうなど、特別枠の学生のキャリア形成支援を実施した。

今後も、引続き特別枠の学生のキャリア形成を支援し、勤務開始までに金沢大学附属病院と協議し、配置の仕組みを構築していく。

(6) 監査の結果

特別枠制度そのものの有効性については、卒業生がいないため結果は将来に託される。なお、この事業については、監査日現在、特別枠を辞退した者はいなかった。

(意見)

平成 25 年度の事業費の内訳は、給与 10,711,755 円、進路相談等に係る費用 47,022 円、地域医療実習に係る費用 736,965 円、担当医師の旅費等 1,504,258 円、合計 13,000,000 円となっているが、担当医師の旅費等に関しての明細がなかった。旅費等の実費については、より詳細な報告を求めるべきである。

6. 救急勤務医確保支援事業費補助金

(1) 事業の背景と目的

救命救急センター等の三次救急医療機関及び二次救急医療機関に勤務する医師の処遇改善を図る。

(2) 根拠法令

石川県救急勤務医支援事業補助金交付要綱

(3) 事業開始年度

平成 21 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
補助金	8,505	12,990	18,635	15,057	11,252

支出先：国立病院機構金沢医療センター 他 11 病院

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

当該補助金は、救命救急センター等の三次救急医療機関及び二次救急医療機関に勤務する医師の処遇改善を図るため、休日・夜間において新たに救急勤務医手当（宿日直手当や超過勤務手当とは別）を支給する医療機関に対し助成するもので、救急勤務医手当の額の 1/3 以内の額を予算の範囲内で補助するものである。

平成 25 年度の事業実施医療機関は 12 機関、補助金額は合計 11,252 千円であった。

なお、本補助金の財源は全額国庫補助金であるが、平成 22 年度及び平成 24 年度の診療報酬の改定において、救急勤務医等の待遇改善を柱とする改定が行われ、一定の進展が見られたこともあり、国が平成 24 年度以降本事業の補助を縮小する方向となり、平成 25 年度をもって廃止したため、本県でも当該事業を平成 25 年度で廃止した。

(6) 監査の結果

変更申請について、要綱では 1 月 10 日までに申請することとなっているが、実際は 3 月になされていた。

確認したところ、1 月に変更申請を提出させたとしても、3 月末の実績報告時には、その額から 30% 以上の変更が生じる場合がほとんどであり、再度変更申請が必要になることから、事務の煩雑さを解消するために、変更申請を 3 月の 1

回のみに行っているとのことであった。

なお、実績報告の様式に、以下の意見に記載するとおりの不備があった。

(意見)

実績報告の第6号様式の所要額精算書において、注記では補助所要額は補助基本額に1/3を乗じた金額(例 10,026,000円×1/3=3,342,000円)を記載するように指示しているにもかかわらず、県の予算額(2,887,000円)がその金額を下回ることから、その算定根拠を無視した金額が唐突にでてきている。第6号様式の所要額精算書について、事実合うような形式に整えるべきである。

(意見)

救急勤務医手当に関する経費に対して補助する目的は、救急勤務医手当の向上については救急勤務医の質的量的充実であるが、その効果についての測定はなされていなかった。

例えば、医療機関に対して、改善状況や今後の方針を聞き取りするなどが必要であり、そもそも、現在の状態を把握したうえで補助を行い、年度ごとの実績の推移を分析しながら施策を行うべきであった。

7. 能登北部地域等救急搬送強化事業費

(1) 事業の背景と目的

能登北部地域は、救急搬送にかかる時間が他の医療圏と比較して相対的に長い地域であり、平成 25 年 1 月には、救急搬送体制の充実について地元の奥能登 2 市 2 町から県に対し要望が出されていた。

当該事業は、県の消防防災ヘリを救急搬送の用途に積極的に活用することにより、能登地域における救急搬送時間の短縮及び救命率の向上を目的とする。

(2) 根拠法令

なし

(3) 事業開始年度

平成 25 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
直接執行	—	—	—	—	60,351

支出先：富木医療器（株） 他 3 社

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

能登北部地域等で発生した救急患者の搬送要請に対して、県立中央病院の医師及び看護師が消防防災ヘリに搭乗して救急患者の元へ向かう、いわゆるドクターヘリに近い運用により県立中央病院に患者を収容することとしたものである。

平成 25 年 6 月に、奥能登消防本部、能登北部地域の救急病院、県消防防災航空隊及び県立中央病院の医師らを委員として連絡調整会を立ち上げ、ヘリの運用ルールを決定し、同年 10 月から運用を開始している。この運用開始に併せて、地域医療再生臨時特例基金を活用して救急搬送のためにヘリに搭載する医療機器等の整備を行った。

運用開始後は、法定点検で本県の消防防災ヘリが運航休止となっていた期間における富山県及び福井県の消防防災ヘリの応援による搬送も含めて、1 年間で 10 件の搬送実績を重ねている。

(6) 監査の結果

連絡調整会は平成 25 年 10 月に第 1 回目、平成 26 年 3 月に第 2 回目が行われており、積極的な活用に向けて話し合いがなされているが、第 2 回終了時に次回

(第3回)の開催予定日とその検討課題を決めていないようであったため、今後の予定について確認を行ったところ、現時点でもまだ10回程度の出動実績であり、出動実績が蓄積された段階で開催することが有意義であるため年に1回程度の開催を目途に開催したいとのことであった。

8. 小児救急電話相談事業費

(1) 事業の背景と目的

近年の少子化や核家族化に伴い、保護者に子育ての経験が少ないことや、アドバイスをしてくれる祖父母等が身近にいないことなどから、子どもの急病時に不安を感じる保護者が多い。

当該事業では、保護者に対して急病時の対応について相談できる夜間電話窓口を提供し、保護者の不安を軽減するとともに、適切な救急医療の利用を促すことにより救急医療体制の維持を図る。

(2) 根拠法令

医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

(3) 事業開始年度

平成 16 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
委託料	9,205	9,571	11,435	11,500	11,500
直接執行	2,345	1,895	—	—	—
計	11,550	11,466	11,435	11,500	11,500

支出先：ダイヤル・サービス（株）、（公社）石川県医師会

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

全国同一の短縮番号「#8000」及び専用電話番号を設置し、毎日 18 時から翌朝 8 時まで電話相談業務を実施しており、平成 25 年度には、7,248 件の相談を受けた。業務は、土・日・祝日の 19 時から 23 時までは公益社団法人石川県医師会に、土・日・祝日の 18 時から 19 時まで及び 23 時から翌朝 8 時まで並びに平日 18 時から翌朝 8 時までには、民間事業者に委託している。

(6) 監査の結果

夜間に子どもの保護者が医療機関を受診すべきかどうかの判断に迷った際に、小児科の医師や看護師から、子どもの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスを受けられるため、保護者に安心感を与えるとともに、過度の受診を抑制することに効果的な事業である。

徐々に時間枠を拡大し、それにより相談者数も増えたことに、一定の評価ができる。

(意見)

夜間等に対応できる医師の不足や病院経営等の問題から、民間業者への依存度が高くなっているが、子どもの生命に関することなので、業者選定方法としてプロポーザルの形式を採用していることは特に異論はない。しかし、プロポーザルの応募が1者では、そのメリットが機能しているとは言い難い。他県の動向をみると、電話相談業務を請負える業者は4者程度存在するので、短期間ホームページに掲載し、応募を待つのではなく、その4者すべてに直接プロポーザル参加を呼びかけるべきである。

9. いしかわ診療情報共有ネットワーク整備事業費

(1) 事業の背景と目的

専門病院からかかりつけ医に至るまで、一貫性のある医療を提供する体制を整える。

(2) 根拠法令

石川県地域医療施設環境整備費補助金交付要綱

(3) 事業開始年度

平成 25 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
①補助金	—	—	—	—	495,615
②負担金	—	—	—	—	15,000
計	—	—	—	—	510,615

支出先： ①珠洲市総合病院 他 33 病院、（公社）石川県医師会 他 9 医師会
②県立中央病院

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

診療情報共有システム及びテレビ会議システムの整備等に対して補助を行った。

・診療情報共有システム

電子カルテとして保管している患者の診療情報を複数の医療機関で共有するためのシステムの整備や、診療情報を閲覧する機関への操作説明会の開催などに対して補助等を行ったものである。

交付先は、診療情報の提供を行うために機器整備が必要な 31 病院と診療情報を閲覧するために機器整備が必要な 3 病院、診療情報閲覧機関を対象とした操作説明会の開催などを行う公益社団法人石川県医師会及び 9 郡市医師会の計 44 ヶ所であり、金額は合計 466,746 千円である。

・テレビ会議システム

医師のスキルアップ等を支援するため、遠隔地の病院等に勤務する医師が、テレビ会議システムを利用して、金大病院 CPD センター等で開催される研修会や症例検討会に参加できるよう、テレビ会議システムの整備に対し補助を行っ

たものである。

交付先は、能登北部の公立病院及び地域の臨床研修病院等の8病院と2医師会の計10ヶ所であり、金額は合計43,869千円である。

(6) 監査の結果

現在の診療情報共有ネットワークは、専門病院が有する患者情報をかかりつけ医が閲覧するという一方向のネットワークになっているが、今後は双方向のネットワーク化や介護分野との情報共有が検討されているとのことであり、新たなシステム構築に係る費用対効果の検討や目標値設定の厳格化が求められる。

(意見)

両システム整備費用は約5億円と巨額であり、当該補助金の有効性を事後的に評価する必要がある。想定されるものとしては、

- ・当初の利用者人数見込みと実績値の差異
- ・システムの年間利用時間見込みと実績値の差異
- ・上記差異が発生している場合の原因分析と対応策

が挙げられる。事業年度の結果のみならず、当初の目標値との乖離等を把握し、次年度以降の事業運営・予算策定に活かしていく必要がある。

10. 高度専門医療人材養成支援事業費

(1) 事業の背景と目的

石川県地域医療再生計画に基づき、5疾病5事業（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神、救急、災害、へき地、周産期、小児）及び在宅医療における高度・専門医療を担う人材の育成・確保を図る。

(2) 根拠法令

石川県高度・専門医療人材養成支援事業費補助金交付要綱

(3) 事業開始年度

平成24年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
補助金	—	—	—	14,352	33,040
直接執行	—	—	—	911	282
計	—	—	—	15,263	33,322

支出先：医師・看護師等30名、研究団体20団体

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

5疾病5事業及び在宅医療における高度・専門医療の修練を目的とした国内外の先進的な医療機関への派遣研修等や、研究会グループが行う人材の養成を目的とした研修セミナー等の開催等を補助対象とし、補助対象は公募の中から専門家による選定委員会で選ばれる。

また補助対象者には、派遣研修終了後は学んできた知識・技術等を県内で活かせる仕事に1年以上従事すること、研修会の講師として講演するなど、要請があった場合に人材養成に協力すること、研究会等グループ活動の成果を、一般県民又は医療関係者に対する公開セミナー等で発表することを要請し、研修成果の県民への還元を図っている。

平成25年度は個人30名、団体20グループに補助し、例として、手術支援ロボット「ダヴィンチ」の研修や頭蓋底手術・覚醒下手術習得のためのヨーロッパへの研修、糖尿病治療に関する専門的知識を有する医療人材の育成のための研修会などを支援することで、本県の高度・専門医療を担う人材の育成を図っている。

(6) 監査の結果

(意見)

セミナーの開催等にかかる実績報告書に、参加者数が記載されていないものが散見された。補助金支出の効果を図る重要な情報であるため、実績報告書には参加者数の記載がなされるよう指導すべきである。できれば医療関係者と一般参加者の人数の別が判明する記載が望ましい。

また、当該事業については、単年度の実績報告書のみで効果を図ることが難しく、派遣研修に関しては、研修終了後、学んできた知識・技術等を県内で活かせる仕事に1年以上従事すること、研修会の講師として講演するなど要請があった場合に人材養成に協力することが求められているので、実際にそのような活動がなされたかどうか、追跡して確認したうえで検証する必要がある。

11. へき地医療拠点病院運営費補助金

(1) 事業の背景と目的

離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保を目的とする。

(2) 根拠法令

石川県へき地医療対策費補助金交付要綱

(3) 事業開始年度

昭和 53 年度

(4) 事業費推移 (単位：千円)

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
補助金	60,859	65,721	63,500	61,234	55,716

支出先：公立つるぎ病院 他 4 病院

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

県がへき地医療拠点病院として指定した 5 つの病院に対して、国庫補助金 1/2、県一般財源 1/2 を財源として運営費の補助を行った。

主に、無医地区への巡回診療に係る費用や、へき地医療拠点病院とへき地診療所及び金沢大学附属病院等の三次機能等病院を結ぶ画像伝送システムの維持費などを補助対象としている。

補助対象となるへき地医療拠点病院は、へき地診療所への医師・看護師の派遣や画像伝送装置の活用によりへき地診療所の診療を支援するなど、へき地医療の拠点となる病院であり、石川県では、公立つるぎ病院、公立能登総合病院、公立穴水総合病院、市立輪島病院及び珠洲市総合病院を指定している。

へき地医療拠点病院が行う無医地区への巡回診療とは、概ね半径 4 キロメートルの区域において医療機関がない、いわゆる無医地区等に巡回して定期的に住民の診療を行うものである。

また、画像伝送システムとは、へき地診療所で撮影した X 線写真等をへき地医療拠点病院に伝送、又は、へき地医療拠点病院での CT・MRI 画像等を三次機能等病院に伝送することで専門医の診断を受けられるようにするものである。

巡回診療については昭和 53 年度から、画像伝送システムの費用については平成 13 年度から国庫補助金の対象となっており、以降、毎年度 5 病院に対して県から補助を行っており、へき地医療の確保を図っている。

(6) 監査の結果

平成 25 年度の各病院への補助実績は以下のとおりである。

・公立つるぎ病院	14,857 千円	
医療活動費（巡回診療年 74 回）	2,910 千円	
研修費	56 千円	
伝達装置経費	13,592 千円	
収入	1,701 千円	
・公立能登総合病院	2,969 千円	
医療活動費（巡回診療年 62 回）	3,280 千円	
医療費	735 千円	
収入	1,046 千円	
・公立穴水総合病院	16,051 千円	
医療活動費（巡回診療年 44 回）	2,874 千円	
医療費	28 千円	
伝達装置経費	13,334 千円	
収入	185 千円	
・珠洲市総合病院	11,003 千円	
医療活動費（巡回診療年 49 回）	2,902 千円	
医療費	188 千円	
伝達装置経費	10,575 千円	
収入	2,662 千円	
・市立輪島病院	10,836 千円	
伝達装置経費	10,836 千円	

以上のとおり、金額としては伝達装置経費に対する補助金が高率となっている。伝達装置の各病院の使用実績（但しデータのある平成 24 年度のもの）は次のとおりであった。

・公立つるぎ病院	対金沢大学附属病院	90 件
	対診療所	167 件
・公立能登総合病院	設備なし	
・公立穴水総合病院	対金沢医科大学病院	5,861 件
	対診療所	218 件
・珠洲市総合病院	対金沢大学附属病院	4,954 件
・市立輪島病院	対金沢大学付属病院/対恵寿総合病院	8,113 件

公立つるぎ病院の実績が設備のある他病院と比較して非常に少ないのは、公立

つるぎ病院では、放射線科医が週2日非常勤で勤務しているため、緊急案件のみ
伝送装置を利用しているが、他の3病院では放射線科医がいないことから、診療
画像全件を伝送しているため、使用件数に差異が生じていた。

v 健康推進課

1. 原爆障害者対策費

(1) 事業の背景と目的

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者に対し、健康診断及び医療の給付を行い、その健康の保持増進を図るとともに、原爆症のため特別の支出を余儀なくされている者等へ諸手当を支給することにより、生活の安定を図る。

(2) 根拠法令

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
介護保険利用被爆者助成事業実施要領

(3) 事業開始年度

昭和 32 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
委託料	1,343	1,320	1,264	1,198	1,211
直接執行	989	1,320	801	947	939
扶助費	59,885	56,471	55,807	60,688	57,830
計	62,217	59,111	57,872	62,833	59,980

主な支出先： 被爆者

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

県内に居住する被爆者に対して健康診断の実施や諸手当の支給を行っており、扶助の対象者は平成 25 年度末現在 105 人である。

健康診断は定期健診と特別健診がある。定期健診は、金沢市在住者を対象とするものは城北病院に委託し、金沢市以外の在住者を対象とするものは各保健福祉センターで実施している。特別健診は、がん検診も含み、広島赤十字原爆病院の医師が診察を行っている。また、被爆二世に対しても、城北病院に委託して健康診断を実施している。

諸手当については、支給要件を満たした者に支給しており、平成 25 年度のそれぞれの手当の額と支給者数は次のとおりである。

	4月～9月	(10月～3月)	
・医療特別手当	136,480円/月	(135,540円/月)	12名
・健康管理手当	33,570円/月	(33,330円/月)	96名
・保健手当(一般)	16,830円/月	(16,720円/月)	1名
・葬祭料	201,000円		3名

その他、県内在住の被爆者で構成する団体（石川県原爆被災者友の会）に、相談・情報提供等の福祉事務を委託している。

(6) 監査の結果

石川県原爆被災者友の会は、「再び被爆者をつくらない」という決意のもと、核兵器根絶と原爆被爆者への国家補償を求めた運動展開を行っている団体であり、被爆者相互の助け合いのみならず、原爆被害の体験を内外に伝えるという、重要かつ後世に残していかなければならない活動を行っている。

現在、被爆者が活動の中心となっているが、高齢化により組織が先細りしていき、活動ができなくなった時のことを見据え、この団体の活動を今後誰がどのように受継ぐのかを考える時期に来ている。

一次的には、当該団体が主体的に考えるべきことではあるが、県としても団体の活動の承継について積極的に支援をしてもらいたい。

2. 感染症予防事業費

(1) 事業の背景と目的

感染症の発生予防及びまん延防止により公衆衛生の向上を図る。

(2) 根拠法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱
感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱

(3) 事業開始年度

平成 11 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
補助金	10,296	9,822	11,160	11,416	11,218
直接執行	381	393	405	305	302
計	10,677	10,215	11,565	11,721	11,520

主な支出先：金沢市立病院、公立能登総合病院、市立輪島病院

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

・感染症指定医療機関の管理指導及び運営費の助成

感染症患者が発生した場合に、隔離だけでなく、適切な医療を提供することにより早期治療を図り、まん延を防止するために、第二種感染症指定医療機関として、小松市民病院、金沢市立病院、公立能登総合病院、市立輪島病院の 4 病院を指定している。また、感染患者に対する良質かつ適切な医療を提供するため、当該医療機関の運営費に対して助成を行っている。

金沢市立病院（6床）、公立能登総合病院（4床）、市立輪島病院（4床）には、それぞれ病床数と運営費の実績に応じた額を補助金として助成しており（国 1/2、県 1/2）、患者発生時にただちに対応できるよう空床となっている。なお、小松市民病院（4床）は、空所利用をしており、対象感染症患者が発生した時は直ちにその病床を感染症患者のために確保する取扱いをしているため補助金の申請はない。

・感染症の患者発生の際の疫学調査（健康診断）の実施

感染症の患者が発生した場合に、新たな発生予防及びまん延防止のため、患

者及び接触者（家族、同僚等）に対し、感染の原因を明らかにする調査や健康診断を行う。健康診断は、赤痢や腸管出血性大腸菌感染症の検査である。

平成 25 年度の実績は 190 件（207 千円）であった。

（6）監査の結果

（意見）

当該事業は、感染症患者の発生に備え、常時、専門病床が使用可能な体制を確保するものであるが、病床確保が申請通りになされているかについて、定期的に確認を行うべきである。

なお、今回、確認が不十分であったため、改めて病床確保が申請通りになされていることの確認を実施してもらった結果、現時点では適正に病床確保がなされていることを確認できた。

本県においては、平成 27 年 1 月現在、エボラ出血熱やペスト等に代表される致死率の高い一類感染症の患者が入院できる「第一種感染症指定医療機関」は未指定となっており、こうした患者が発生した場合、他県に協力を依頼する体制となっている。

平成 29 年度の開院が予定されている新県立中央病院において、第一種感染症指定医療機関として専門病床が整備される予定であるが、それまでの間においても、第一種感染症指定医療機関へのエボラ出血熱が疑われる患者の移送等の初動体制をはじめ、適切に対応できるよう努めてほしい。

3. 特定疾患対策費

(1) 事業の背景と目的

- ・ 特定疾患治療研究事業

原因が不明であって治療方法が確立していない、いわゆる難病（130 疾患）のうち、特定疾患（56 疾患）については、患者数が比較的少なく、受療を促進しなければ原因の究明や治療方法の開発などに困難をきたすおそれがある。

当該事業では、特定疾患の医療費の公費負担を行うことにより、患者の負担軽減を図るとともに、当該疾患の治療研究を推進する。

- ・ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子欠乏症のうち第1因子（フィブリノゲン）欠乏症ほか11 疾患の患者について、医療保険等の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより、患者の医療負担の軽減を図り、精神的、身体的不安を解消する。

(2) 根拠法令

- ・ 特定疾患治療研究事業

特定疾患治療研究事業実施要綱

石川県特定疾患治療研究事業実施要綱

- ・ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱

石川県先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱

(3) 事業開始年度

昭和 47 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
委託料	8, 522	8, 979	9, 585	9, 835	9, 578
扶助費	1, 116, 812	1, 178, 124	1, 301, 907	1, 376, 888	1, 464, 142
計	1, 125, 334	1, 187, 103	1, 311, 492	1, 386, 723	1, 473, 720

主な支出先： 国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

特定疾患治療研究事業の県内の対象者は、平成 25 年度末現在 8, 615 人である。

事業内容は、医療費の助成であり、医療保険各法の適用を受けた後の自己負担額について公費負担をする。ただし、所得に応じて一部自己負担がある。

申請する場合の窓口は、最寄りの保健福祉センターであり、申請書に医師の意見書等を添えて提出する。県において審査した後、対象者に医療受給者証を交付する。医療機関を受診する際には、窓口で医療受給者証を提示する。

また、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象者は、平成 25 年度末現在 43 人である。先天性血液凝固因子障害等患者に対しても、医療保険各法の適用を受けた後の自己負担分について公費負担をしている。

なお、公費負担申請に対する認定については、県の特定疾患対策協議会特定疾患部会において審査を行っている。

(6) 監査の結果

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会からの数字が正確であることを担保する制度を確認したところ、国の通知により、毎月一定数の診療報酬明細書等の写しが各都道府県に提供され、これを県の特定疾患対策協議会特定疾患部会委員（医師）が問題がないかどうかチェックすることとなっているとのことであった。

毎月提供される診療報酬明細書は概ね 30 件とされている。提供する診療報酬明細書等の選択を事務委託されている機関に委ねている点で、完全な抜き取り調査とは言えないが、国の通知に基づく全国的な取扱いであり、県の対応としてはやむを得ないと考える。

4. 北陸ブロック拠点病院エイズ対策費

(1) 事業の背景と目的

エイズ医療の地域格差の解消のため、北陸ブロック（北陸3県）内全体におけるエイズ医療水準の向上を図る。

(2) 根拠法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針
エイズ治療の拠点病院の整備について（通知）
エイズ治療の地方ブロック拠点病院の整備について（通知）

(3) 事業開始年度

平成9年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
委託料	17,031	17,004	17,004	16,650	16,850
直接執行	32,969	32,996	32,996	33,350	32,076
計	50,000	50,000	50,000	50,000	48,926

主な支出先：北陸H I V情報センター

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

北陸ブロック（北陸3県）拠点病院である石川県立中央病院を中心としたブロック内のエイズ治療拠点病院に対する研修会の開催など、診療、相談、研修体制の整備を行っている。

具体的には、ブロック内の治療拠点病院の診療体制を整備することを目的に、患者や感染者に対する医療機関の紹介や福祉制度等の情報提供、患者や家族が交流や情報共有できる「集いの場」の提供等について、北陸H I V情報センターに委託しているほか、国のエイズ治療研究開発センターの指導医師による診療に関する指導等を実施している。

また、北陸地区の治療拠点病院の医師や看護師等、医療従事者が海外での実地研修や各種研修会及び学会等へ参加することで、北陸地区全体のエイズ医療の水準の向上を図っている。

さらに、患者団体の意向を医療体制に反映させるため、年に一度、国と拠点病

院（県）と三者で協議を行い、1年間の総括及び今後の展望について話し合っている。

（6）監査の結果

薬害エイズを巡る国の責任という問題を背景とした事業であるが、国全体の予算が削減傾向にあるところ、本県は予算額を維持できている状況であるとのことであった。

ただし、背景には、薬害エイズ被害者団体からの予算削減に反対する強い意見があるという側面が見受けられ、予算消化のための事業化という悪循環に陥る危険性がある事業である。

また、監査時、北陸H I V情報センターの活動実績の把握が不十分であったため、担当課において、実績報告書について領収書・明細書等を確認してもらったところ、齟齬はないことが確認できた。

（意見）

実績報告については、実績報告書の提出を受けるだけでなく、必要に応じて聞き取り等も行い、活動実績の把握に努めるとともに、事業内容や方針に関する協議を行うことによって、より効果的な予算執行をお願いしたい。

5. 健康増進事業費補助金

(1) 事業の背景と目的

「健康寿命延伸」の観点から、健康増進及び疾病の予防を図る。

(2) 根拠法令

健康増進法

感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱

(3) 事業開始年度

平成 20 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
補助金	35,418	34,268	39,777	50,680	55,631

支出先： 県内 19 市町

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

県民の健康の保持・増進を図るため、40 歳以上の地域住民を対象に下記の保健事業を実施する市町に対して助成を行う。

- ①健診・保健指導の結果等を記載するための健康手帳の交付
- ②生活習慣病予防や介護予防のための健康教育
- ③健康相談
- ④生活保護受給者等に対する健康診査・保健指導
- ⑤歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診
- ⑥疾病外傷等により心身機能が低下している方に対する機能訓練（リハビリ）
- ⑦保健師等による訪問指導
- ⑧特定健診に追加で血清クレアチニン検査等を実施

(6) 監査の結果

当該事業の利用者数は徐々に増加しているものの、下記のとおりである。対象年齢人口のすべてが事業対象者となるわけではないため、利用者割合の高低についての言及は差し控えるが、健康増進及び疾病の予防のために有効な事業であると思われるので、この事業を一層周知し、多くの県民に利用していただき、事業の有効性を高めていただきたい。

(単位：人)

項 目	利用者数	対象年齢人口
健康手帳の交付	2,574	681,735
健康教育	27,571	381,738
健康相談	13,798	381,738
健康診査	825	5,684
歯周疾患検診	1,627	39,537
骨粗鬆症検診	6,619	32,008
肝炎ウイルス検診	7,296	43,540
機能訓練事業	316	381,738
訪問指導	4,091	381,738
総合的な保健推進事業	56,777	681,735

6. 結核患者等管理費

(1) 事業の背景と目的

結核患者の治療を行い、また、患者数の増加を予防することにより、公衆衛生の向上を図り、県民の健康づくりを推進する。

(2) 根拠法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱

(3) 事業開始年度

昭和 26 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
委託料	4,259	4,731	4,005	4,874	5,882
直接執行	5,397	5,533	5,751	5,917	5,697
計	9,656	10,264	9,756	10,791	11,579

主な支出先： 検査受託業者、審査委員

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

・感染症診査協議会の開催

結核患者の就業制限、入院勧告、入院の期間の延長及び一般患者の医療費申請に関する事項を審議する。南加賀保健福祉センターと能登中部保健福祉センターの2ヶ所に設置しており、月2回開催している。

・結核接触者等健診、結核患者管理検診

結核の感染防止と医療の適正化を目的に、結核患者の接触者（家族、同僚等）及び回復した結核患者に対する検診を実施している。いずれも経過に応じ概ね2年間実施する。

・結核定期病状報告

結核対策の迅速化、円滑化を図り、もって結核の再発や二次感染の防止を図ることを目的に、結核登録者のうち、医療費の公費負担及び管理検診が必要な者について、6ヶ月ごとに医療機関の協力を得て、病状を把握している。

(6) 監査の結果

結核感染者の拡大防止に向けた行政の体制については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定されている。

法第 17 条から第 23 条にかけ、都道府県知事は感染症にかかっていると疑いがある者に対し、健康診断を受けさせ、感染症にかかっていると判明したときには、厳密に管理しなければならないことが規定されている。

また、第 24 条においては、保健所に感染症に関する協議会を置き、感染症にかかっている者が判明したときは、通知、入院勧告、入院期間の延長、医療費の負担に関し必要な事項について審議することとされており、本県においても、この規定に基づき、加賀地区と能登地区にそれぞれ感染症診査協議会を設置している。(なお、協議会は、外部の専門家により構成されている。)

県は、協議会での審議に立会い、さらに、審議の結果報告の提出もなされているが、近年、全国的に結核感染者数も増加傾向にあるため、単なる事務手続とならないよう、引続き、協議会との積極的な連携をお願いしたい。

7. がん診療連携拠点病院機能強化事業費

(1) 事業の背景と目的

がん患者とその家族が、どの地域においても安心して治療を受け、療養生活を送ることのできる診療体制を確立するため、がん診療連携拠点病院における質の高いがん医療の提供や、地域の医療機関との情報共有等により、拠点病院の機能強化を図る。

(2) 根拠法令

がん対策基本法

がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱

感染症予防事業費等国庫負担金（補助）交付要綱

(3) 事業開始年度

平成 19 年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
補助金	44,000	28,000	28,000	24,000	25,600

支出先：金沢医科大学病院、小松市民病院

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

全国どこでも質の高いがん医療を受けることができるよう、国が指定したがん診療連携拠点病院の実施する事業に対して助成を行い、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療の提供体制の確立を図る。補助対象は金沢医科大学病院と小松市民病院である。

具体的な事業としては、医師に対する研修や、がん患者やその家族等に対する相談支援、がんに関する情報の収集・提供等である。

- ・がん医療従事者研修事業

地域の医療従事者の資質向上を目的に研修を実施

- ・がん相談支援事業

院内外のがん患者及び家族の不安や疑問に適切に対応するため、電話、面接等による療養上の相談、地域の医療機関やセカンドオピニオンの紹介等を実施

- ・がん患者の就労に関する総合支援事業

長期の治療等が必要ながん患者の「治療と就業生活」の両方を支援するた

め、がん患者や家族に対し、社会保険労務士による相談支援、情報提供等を実施

- ・普及啓発・情報提供事業

がん患者や家族の不安や疑問に適切に対応するため、各種情報の収集・提供を実施

(6) 監査の結果

がん医療従事者研修事業において、図書購入費が突出している病院があった。県による現場確認により、適正な支出であることを確認できたが、この支出が単なる予算消化に終わっていないか、事業目的に有効に寄与しているかどうかについて検証を行い、今後、その結果を踏まえ、より有効な予算執行をお願いしたい。

vi 薬事衛生課

1. 生活衛生指導助成事業費

(1) 事業の背景と目的

生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進する。

生活衛生関係営業とされる業種のうち、本県には、鮭商、麺類食堂、社交料飲、飲食業、料理業、喫茶飲食、冰雪販売、理容、美容、興行、旅館ホテル、公衆浴場、クリーニング、食肉の14の業種の組合がある。

(2) 根拠法令

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱

(3) 事業開始年度

昭和49年度

(4) 事業費推移（単位：千円）

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
補助金	23,757	23,446	24,288	23,591	23,736

主な支出先：（公財）石川県生活衛生営業指導センター

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

①生活衛生営業指導事業費補助金 20,856千円（国1/2、県1/2）

公益財団法人石川県生活衛生営業指導センターが行う生活衛生業の経営の健全化、衛生水準の向上、消費者の利益保護、後継者の育成等の事業への助成

- ・生活衛生業の融資、税務、労務管理等に対する相談指導

相談、指導件数 1,049件

経営セミナー、税務講習会等の開催 3回

- ・後継者育成支援事業

インターンシップの開催 2部門 参加者 19名

②生活衛生営業振興事業費補助金 1,400千円

各生活衛生業組合が実施するイベント、研修会等事業等への助成

交付先：（公財）石川県生活衛生営業指導センター

③石川県生活衛生同業組合連合会事業費補助金 480千円

一般社団法人石川県生活衛生同業組合連合会が行う広報事業等への助成
「生活衛生いしかわ」の発行 3回 計 14,400部

④第61回東海北陸理容競技大会開催事業費補助金 500千円

平成25年6月17日開催

交付先：石川県理容生活衛生同業組合

⑤第5回全国理容美容学生技術大会信越北陸地区大会開催事業費補助金500千円

平成25年7月30日開催

交付先：信越北陸地区理容師美容師養成施設協議会

(6) 監査の結果

公益財団法人石川県生活衛生営業指導センターの経営指導員や特別相談員の質の確保について、経営指導員は上部団体での研修、特別相談員は、県もしくはセンターが実施する年1、2回の研修を受講しており、また、毎年3回、日本政策金融公庫との連絡会を開催し、制度改正の際には上部団体の説明会を経て県内の特別相談員の研修を行っているとのことであった。

相談事業を主な事業内容としている組織であるため、今後も研修体制の維持発展が望ましいと考える。

(意見)

生活衛生営業振興事業費補助金の実績報告書について、各業種別組合に支出された内訳は明記されているが、イベントや研修会の参加人数等の記載がなく、実際に実施されたかが分かる報告内容となっていなかったため、参加人数等の実施内容の詳細な報告を求めるべきである。

2. 抗インフルエンザウイルス対策費

(1) 事業の背景と目的

新型インフルエンザの流行に備え、国及び県として行動計画を策定しており、その一環として、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等により、県民の健康危機管理を行う。

(2) 根拠法令

国の新型インフルエンザ対策行動計画（平成 18 年度に策定、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 24 年度に順次改定されている。）

(3) 事業開始年度

平成 17 年度（初年度は国の行動計画に基づくものではなく、県が危機管理の観点から試験的に購入した）

(4) 事業費推移（単位：千円）

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
直接執行	114,444	73,270	78,152	994	33,907

支出先：中外製薬（株）、グラクソ・スミスクライン製薬（株）

(5) 当該事業年度における事業実施内容詳細

国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画では「国及び都道府県は、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。」としている。

本県では、国の備蓄目標に基づき、2種類（タミフル、リレンザ）の抗ウイルス薬 242 千人分を備蓄することにより、国の保有分、市場流通分を合わせて、県民の約 45%に相当する量を確保している。

平成 25 年度は、リレンザ 13,800 人分を購入した。

（単位：人分）

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
タミフル	49,000	48,440	0	53,300	31,590	24,570	560	0	207,460
リレンザ	0	0	0	4,250	3,930	12,560	0	13,800	34,540
計	49,000	48,440	0	57,550	35,520	37,130	560	13,800	242,000

(6) 監査の結果

タミフル・リレンザともに取引可能な製薬会社がそれぞれ1社のみとなっており、製薬会社側に有利な契約を締結させられる危険のある状況であったため、確認を行った。

その結果、行政備蓄用の供給価格については、全国一律であること、及び卸業者を通さない直接購入であるため供給単価が通常より安価であるとのことであった。

また、有効期限については、製薬会社が各都道府県に対して行う購入予定数量調査に基づき生産していること、及び購入時において有効期限が最大限長いことを確認したうえで購入しており、薬の有効期限が不当に短期なものが納入されることはないとの回答であった。

vii 南加賀保健福祉センター

1. 南加賀保健福祉センターの概要

(1) 所在地

本所 小松市園町ヌ 48
加賀地域センター 加賀市山代温泉桔梗丘 2-105-1

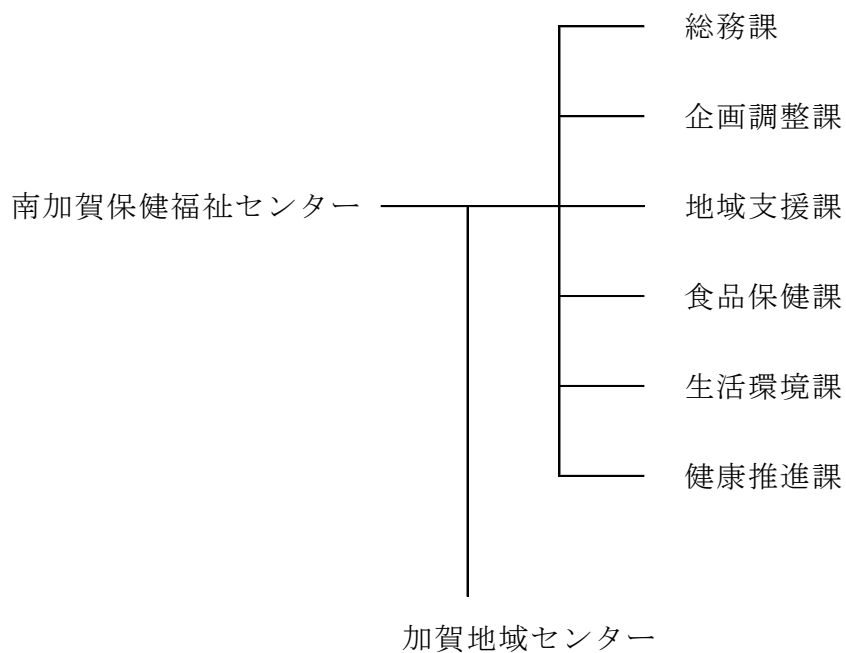
(2) 業務内容

保健所業務、福祉事務所業務

(3) 管轄区域

- ①保健所 :小松市、加賀市、能美市、川北町
- ②福祉事務所 :小松市、加賀市、能美市

2. 組織図



3. 監査の結果

(1) 重要物品の管理について

(意見)

原子吸光光度計や解析機能付マイコン心電計など、現在使用していない分析機器等が散見された。

	品名	取得年月日	購入額
①	原子吸光光度計	H9. 10. 13	7, 000, 140 円
②	解析機能付マイコン心電計	H2. 5. 10	2, 533, 800 円
③	テレビ電話会議システム	H10. 2. 27	4, 011, 105 円
④	在宅復帰シミュレーションシステム	H10. 3. 25	10, 381, 686 円

①の原子吸光光度計は分析検査業務体制の変更に伴い使用しなくなっており、②の解析機能付マイコン心電計は健康診断を実施していた際に使用していたが、その事業がなくなったことに伴い使用しなくなったものである。③のシステムは使用不可能な状態であり、会議室にそのまま放置されていた。④の設備は介護用の設備の数々がエントランスホールに展示されているようであり、旧式の設備をエントランスホールに何年も展示（来所者の求めがあれば、ほとんどが使用可能であるが、実際は案内者もおらず、放置しているように見える状態である。）している状態で、現在はほとんど使用されていない。

台帳に顛末と現況を記載したうえで、他の施設に転用可能かなど、県全体としての活用を検討することが望まれ、今後も使用予定のないものであれば、速やかに廃棄処理をしなければならない。また、今後についても、使用しない重要物品が生じた場合には、その都度、活用方法を検討することが求められる。

(2) 毒物劇物の管理について

(意見)

毒物劇物は、専用の部屋で管理されているが、保管棚は壁付けされているものの、毒物劇物は箱に入れ棚に置かれているだけ（落下防止の措置がされていない）であるので、地震発生の際に落下し、化学反応による事故等につながる恐れがある。地震が発生しても落下しないような専用棚で管理すべきである。

また、毒物劇物は14品目保存されていたが、検査業務の多くは保健環境センターで行われることになったため、使用しているのは4品目のみである。事故等の防止のため、使用しない毒物劇物は速やかに廃棄すべきである。

(3) 健康危機管理関連保管物品の管理について

(意見)

健康危機管理関連保管物品の管理については、毎年、在庫確認を行っているも

の、使用期限切れの備蓄品の更新がなされていない等の不備が見られた。在庫管理マニュアル等を作成し、徹底した在庫管理に努めるべきである。また、期限切れのものについては、いざ必要な時に誤使用するリスクがあるため、速やかに処分すべきである。

(4) 加賀地域センターのあり方について

(意見)

平成 24 年 4 月 1 日から加賀地域センターの訪問業務や受付業務の一部が、南加賀保健福祉センター（本所）へ移管したことにより、加賀地域センターでの業務が縮小され、加賀地域センターの現状の人員は課長（再）、健康推進専門員（再）、臨時職員の 3 名である。

平成 25 年度の各種申請等の受付件数の比較は以下のとおりである。

(単位：件)

項 目	受付件数	
	本所	加賀地域センター
1. 公費負担申請	2,196	884
2. 検査手数料納入	449	57
3. 犬の引取り	8	4
4. 猫の引取り	144	86
計	2,797	1,031
その他の申請等	4,768	—
合計	7,565	1,031

現状の業務（1 から 4 までの合計）の比率は 36.8%であり、施設全体の大部分は使用されていない（おおよそ 1/4 程度で十分か）、この利用状況でも最低限の人員は必要であり、清掃費を始めとする施設の維持管理に要する、固定的な支出は発生している。

平成 24 年度に業務移管をもって完結したわけではなく、今後も状況をみながら常に集約と改善（センター建物の有効利用）を考慮してもらいたい。

viii 石川中央保健福祉センター

1. 石川中央保健福祉センターの概要

(1) 所在地

本所	白山市馬場 2-7
福祉相談部	金沢市本多町 3-1-10
河北地域センター	河北郡津幡町中橋口 1-1

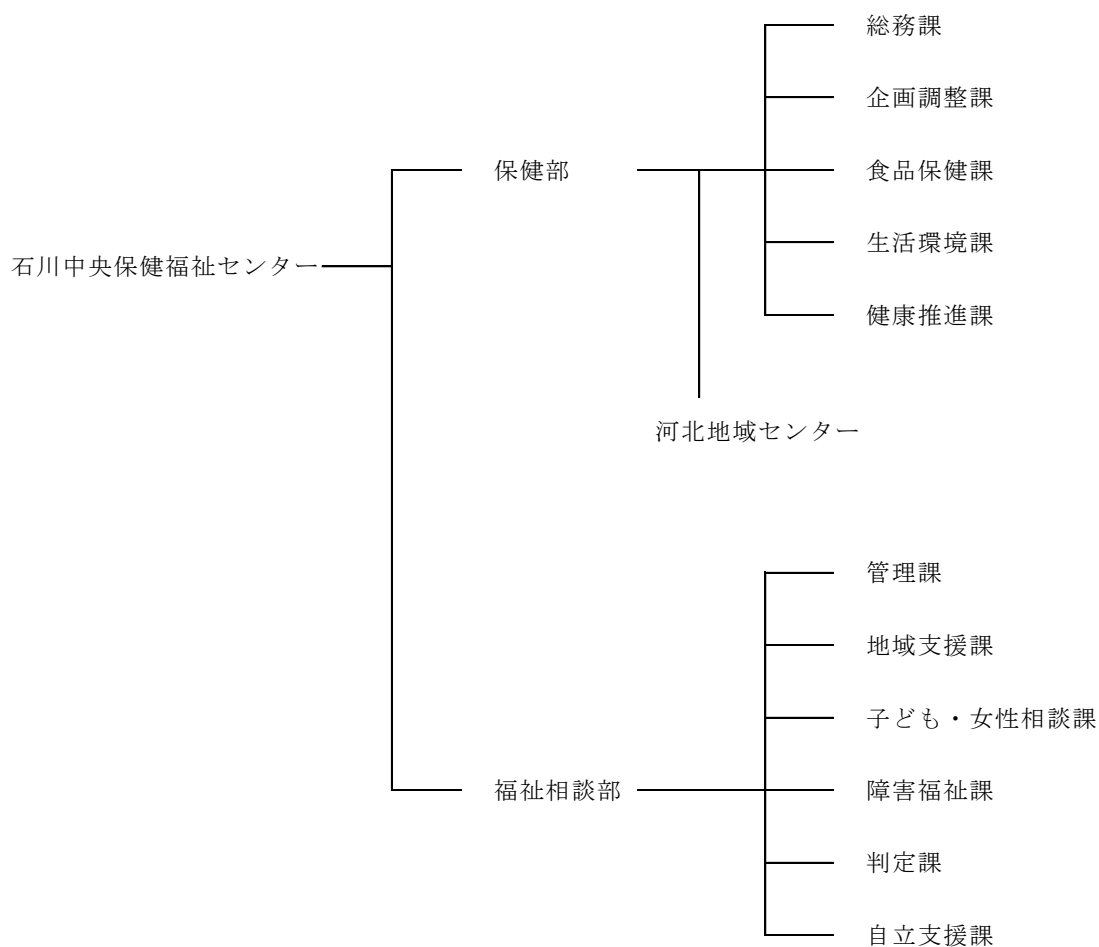
(2) 業務内容

保健所業務、福祉事務所業務、児童相談所業務を行うほか、女性相談支援センター（婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター）、身体障害者及び知的障害者の更生相談所としての業務も行っている。

(3) 管轄区域

- ①保健所 : かほく市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町
- ②福祉事務所 : 津幡町、内灘町、川北町
- ③児童相談所 : 小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、津幡町、内灘町、川北町
- ④女性相談支援センター : 県内全域
- ⑤身体障害者更生相談所 : 県内全域
- ⑥知的障害者更生相談所 : 県内全域

2. 組織図



3. 監査の結果

(1) 麻薬等研究施設の立入検査について

(意見)

麻薬等研究施設全体（麻薬研究施設、覚醒剤原料研究施設、向精神薬製造製剤業、向精神薬試験研究施設）では、平成 25 年度末の施設数が 12 施設ある内、立入検査が行われているのは 0 件であり、過去 3 ヶ年で見ても平成 24 年度に 1 施設の立入検査が行われているのみである。

また、平成 25 年度末の施設数が 12 施設ある内、金沢医科大学病院内に設置されている施設が 6 施設あり、毎年度実施している病院の立入検査時に当該施設に対しても一括指導を行っているとのことであるが、麻薬等研究施設に対する立入検査として十分な水準で行われているとは判断できない。いずれにしろ、麻薬等研究施設に対する立入検査の強化を検討されたい。

(2) 生活保護業務について

管轄内における平成 25 年度の不正受給等は以下の 2 件であった。

ケース	状況
①稼働収入の無申告 (高齢者世帯)	<ul style="list-style-type: none">・受給者に渡している保護のしおりを用いて、毎年、働いて得た収入があった場合、福祉事務所に収入申告をする義務があることを説明していた。・家庭訪問時には、働いていないか、生活状況に変化がないかを確認するとともに、日常生活の相談に応じていた。・法第 61 条による収入申告確認書を徴取し、申告義務について再確認していた。・借金の返済等について、公的な法律相談機関（法テラス）等も活用して債務整理を行っていた。・毎年、課税調査を行い、収入申告額と課税調査の金額を突合し、申告漏れがないか点検していたが、課税調査の結果、収入無申告（借金返済に充てていた）が判明したため、不正受給として返還を求めたもの。
②年金等の不正受給 (傷病世帯)	<ul style="list-style-type: none">・受給者に渡している保護のしおりを用いて、毎年、年金等の収入があった場合、福祉事務所に収入申告をする義務があることを説明していた。・家庭訪問時には、年金等の収入がないか、生活状況に変化がないか確認するとともに、日常生活上の相談に応じていた。・法第 61 条による収入申告確認書を徴取し、申告義務について再確認していた。・年金受給年齢に到達したことから、年金の裁定請求をするよう指導し（26 年 5 月）、裁定請求を行わせた（26 年 6 月）。その際、年金の入金等があった際には法第 61 条による収入申告を行い、法第 63 条により返還する必要があるため、一度連絡するように伝えたが、収入申告書の提出や、入金との連絡等もなく、26 年 9 月に通帳等を確認したところ、入金後（26 年 8 月）既に費消していることが発覚し（パチンコ等に使用していた）、不正受給として返還を求めた。

平成 25 年度に発生したものは、全国的にも保護費不正受給の内訳の典型例である「稼働収入の無申告」及び「各種年金等の無申告」であり、今後も同様な不正受給の発生するリスクのあることは当然予想される。

状況からも分かるとおり、とおりいっぺんの「受給者に対する収入申告の必要性及び申告の義務の説明」だけでは防止できないことは自明であろう。

①の債務整理を行っているケースや、②の年金の裁定請求を指導しているケースなど、個別の事情に応じて適切な頻度で訪問調査活動を行い、就労状況等生活実態を常に把握することにより、不正受給の防止・早期発見に努めているところであるが、さらに工夫をこらすなど、今後とも適切な対応に努めてほしい。

(3) 備品管理について

(意見)

備品台帳を閲覧したところ、取得年月が昭和 42 年と非常に古く、今後も使用予定のないものが存在した。

細分類名称	諸機械
品名	顕微鏡
規格構造等	オリンパス EHC r B i II
金額	136,300 円
取得年月	昭和 42 年 12 月
摘要	医務薬務課

他にも取得年月が古いものが散見されたので、使用の可否、今後の使用予定の有無を検証して、廃棄すべきものは速やかに廃棄の手続きを取るべきである。

また、備品に関して、備品台帳に記載はあるが、現物のないものがあつた。

分類	品目	数量
いす類	会議室用椅子	1 脚
火熱冷暖房機器類	ルームクーラー	1 機
計測及び試験機器類	カラム	1 器
	濃度計	1 器
	P Hメーター	1 器
衛生器具類	マントルヒーター	1 器

これらは全て摘要欄に亡失（平成 26 年 2 月紛失）の記載がなされている。紛失が判明したのは平成 26 年 2 月の棚卸の際で、実際にはそれ以前に紛失していたものであると思われるため、もう一度実在庫点検のための棚卸をして現物のないものについては原因を究明したうえで、備品台帳の在庫数量を修正すべきである。

(意見)

社会福祉会館の備品のうち、昭和 44 年以前に取得した備品 (机椅子等) には、シールが剥がれたものや、貼られていないものもある。現在使用されているものについては、管理シールを作成して貼付すべきである。

(4) 重要物品の管理について

(意見)

備品台帳を閲覧したところ現在使用されていない重要物品があった。

細分類名称	計測及び試験機器類
品名	フレイムレス原子吸光光度計
規格構造等	日立 Z-5700
金額	7,791,000 円
取得年月	平成 10 年 11 月
摘要	平成 19 年 2 月使用不可とのメモあり

上記は平成 10 年に飲料水等 (飲食店) の金属含有有無等検査のために購入されたものであるが、現在同検査を実施している保健環境センター (別途往査) では、より高機能の検査装置を使用しており、今後も同機器を使用する予定はない。

台帳に顛末と現況を記載したうえで、他の施設に転用可能かなど、県全体としての活用を検討することが望まれ、今後も使用予定のないものであれば、速やかに廃棄処理をしなければならない。また、今後についても、使用しない重要物品が生じた場合には、その都度、活用方法を検討することが求められる。

(5) 毒物劇物の管理について

(指摘事項)

毒物劇物管理簿と現物を照合したところ、帳簿に記載のなかった硝酸 (422g) が発見された。

これは、他の物質が混ざったため試薬として使用できなくなったことから中和剤として使用することとし、小さく「廃棄用」と記載して試験台上で保管していたものを、監査を受検するにあたり、念のため劇物保管庫に入れたものであるとのことであった。

当該薬品は、純粋な硝酸ではないとはいえ依然濃度が高いものであり、こうした薬品を試験台上で保管していたのは問題である。このような場合には、「中和剤」と分かりやすく記載したラベルを貼付して専用の保管庫で保管するなど、管理を徹底すべきである。

ix 能登中部保健福祉センター

1. 能登中部保健福祉センターの概要

(1) 所在地

本所 七尾市本府中町ソ 27-9
児童相談課 七尾市古府町そ部 8
羽咋地域センター 羽咋市石野町へ 31

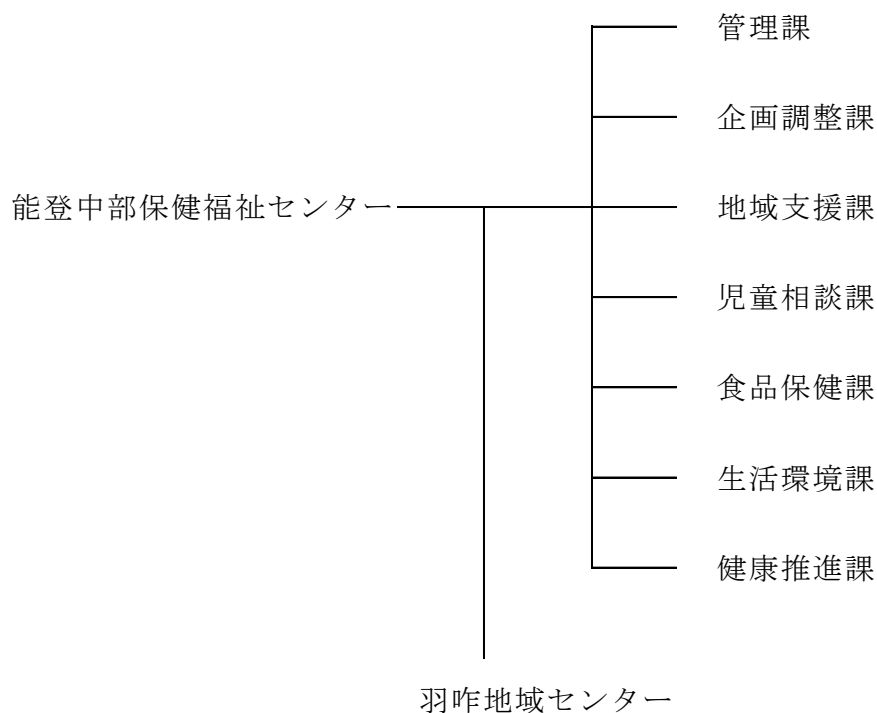
(2) 業務内容

保健所業務、福祉事務所業務、児童相談所業務

(3) 管轄区域

- ①保健所 : 七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町
- ②福祉事務所 : 志賀町、宝達志水町、中能登町
- ③児童相談所 : 輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町

2. 組織図



3. 監査の結果

(1) 重要物品の管理について

(意見)

現在使用していない物品が下記4件存在した。

	品名	取得年月日	購入額
①	原子吸光光度計	H9. 10. 13	7, 000, 140 円
②	還元気化原子吸光法・密閉循環方式水銀測定装置	H14. 7. 12	1, 139, 250 円
③	廃水処理装置	H4. 9. 30	1, 604, 225 円
④	解析機能付マイコン心電計	H4. 6. 24	2, 523, 500 円

上記の①～③については分析検査業務の変更に伴い使用しなくなっており、④の心電計は健康診断を実施していた際に使用していたがその事業がなくなったことに伴い使用しなくなった。

台帳に顛末と現況を記載したうえで、他の施設に転用可能かなど、県全体としての活用を検討することが望まれ、今後も使用予定のないものであれば、速やかに廃棄処理をしなければならない。また、今後についても、使用しない重要物品が生じた場合には、その都度、活用方法を検討することが求められる。

(2) 毒物劇物の管理について

(意見)

毒物劇物は20品目保存されていたが、検査の多くは保健環境センターで行われることになったため、使用しているのは8品目である。事故等の防止のため、使用予定のない毒物劇物は速やかに廃棄処理手続をすべきである。

(3) 公有財産台帳について

(意見)

公有財産台帳だけでは、何を指しているのか特定が困難なものが存在する。

以下当該台帳からの抜粋

	財産番号	名称	数量	取得年月日	価格
①	1	フェンス	163m	H6. 10. 20	1, 271, 400 円
②	2	フェンス (外部)	164. 2m	H6. 10. 27	1, 912, 000 円
③	1	縁石	1	H6. 10. 27	3, 959, 000 円
④	1～8	庭関係8件	8	H6. 10. 28	220, 000～ 5, 567, 000 円

①と②はフェンスとフェンス (外部) がどのように区分されているのか不明であり、③の縁石はどこか特定できない。④の庭関係8件についても確実に特定で

きない。したがって、これらの工作物については、図面や写真で特定できるようにして財産台帳と一緒に保管しておくなどの措置が必要と考える。

x 能登北部保健福祉センター

1. 能登北部保健福祉センターの概要

(1) 所在地

本所 輪島市鳳至町畠田 102-4

珠洲地域センター 珠洲市宝立町鶴島ハ 124

(2) 業務内容

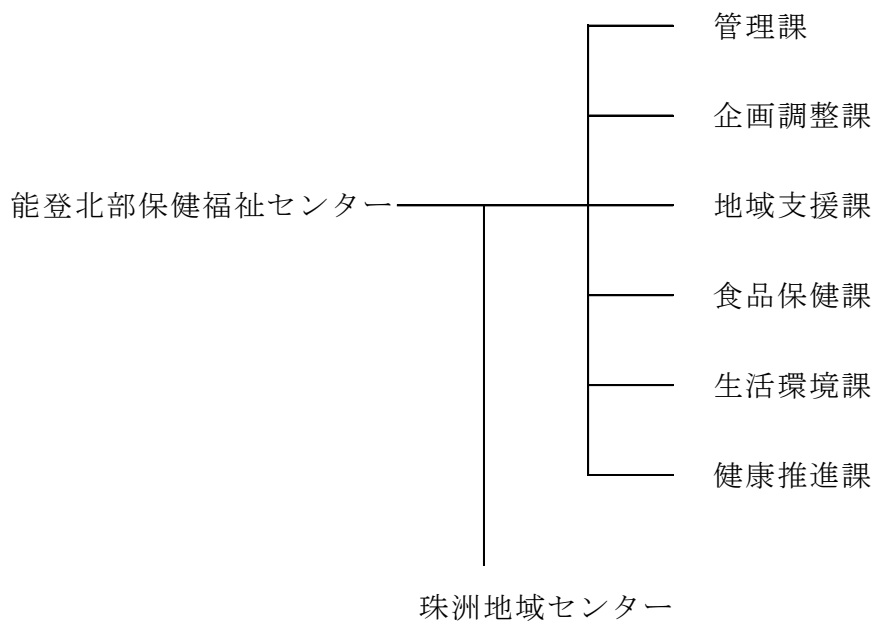
保健所業務、福祉事務所業務

(3) 管轄区域

①保健所 : 輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

②福祉事務所 : 穴水町、能登町

2. 組織図



3. 監査の結果

(1) 生活保護業務における嘱託医の報酬について

生活保護の新規受付は年間 20 件から 30 件程度であり、平成 25 年度の保護受給者数は人口 1,000 人当たり 7 名から 8 名程度であった。センターでは、主に保護申請に関する調査及び決定を行っている。

ケースワーカー 3 名、査察指導員 1 名の陣容で常時対応をしているほか、嘱託医が 1 名おり、以下の業務内容を行っている。嘱託医の実際の従事日数は月 2 日程度である。

- ①医療扶助に関する各申請書及び各給付要否意見書等の内容検討
- ②要保護者についての調査、指導又は検診
- ③医療扶助関係各種明細書の技術的検討
- ④医療扶助以外の扶助についての専門的判断及び必要な助言指導

(意見)

嘱託医の報酬に関しては、「大学教授・医師」を嘱託する場合の報酬として全庁で統一的に定められた単価から、日額 13,500 円を用いて算出し、月額定額 67,500 円（5 日分）としている。しかし、実際の従事日数は月 2 日程度であり、その他随時相談等を行っているという状況であることから、業務の実態にあった報酬に見直す必要がある。

xi 保健環境センター

1. 保健環境センターの概要

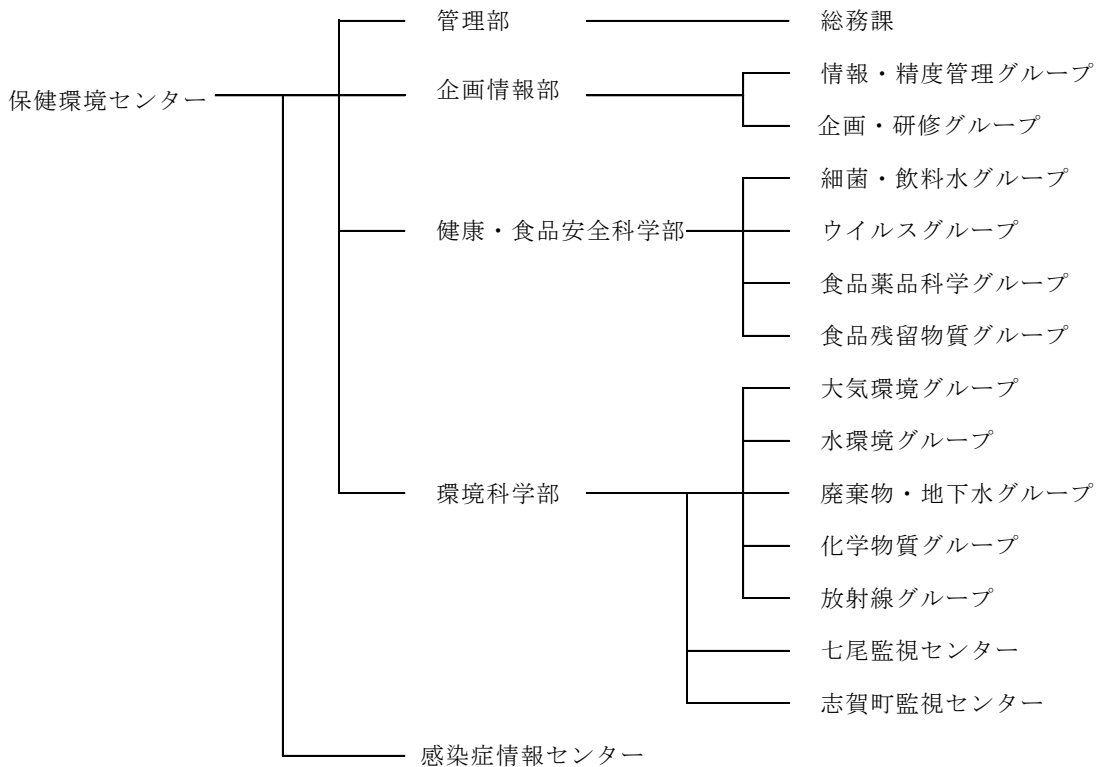
(1) 所在地

金沢市太陽が丘1-11

(2) 業務内容

健康危機、環境危機、公衆衛生、感染症、食品・医薬品、環境・公害、環境放射線分野に係る調査・研究、試験検査や関係情報の収集・処理・解析を実施している。

2. 組織図



3. 監査の結果

(1) 備品管理について

(意見)

試験・検査等の業務で使用する事務用備品（机・棚等）以外の機器で、ほとんど使用されていない古いものが散見されたので、昭和45年以前に購入されたもので残存するものを抽出し、現在の使用状況を調査したところ、下記の結果であった。

取得年月	品名	金額	用途（使用目的）	現在（H26.9現在）の使用状況
S45.11	クリーンベンチ	780,000円	埃や雑菌等の混入防止	ほぼ毎日使用している
S45.11	クリーンボックス	300,000円	環境の清浄化	使用していない
S44.11	簡易培養顕微鏡	59,000円	細胞の観察	使用していない
S41.1	屈折計	100,000円	医薬品試験等に使用	H23年度以降は使用していない
S38.11	電気浮卵機（恒温器）	143,220円	培地表面の乾燥	週に2～3回
S41.12	ハイボリュームエアサンプラー	145,000円	大気中の粒子状物質（重金属等）の捕集	部品交換を行い使用してきたが、故障したため、今後少額備品（更新）で要求予定
S25.10	白金蒸発皿	57,500円	汚染土壌等の前処理	使用していない（苦情対応用）
S45.7	白金蒸発皿	70,000円	汚染土壌等の前処理	使用していない（苦情対応用）
S45.7	白金蒸発皿	70,000円	汚染土壌等の前処理	使用していない（苦情対応用）
S45.7	白金蒸発皿	70,000円	汚染土壌等の前処理	使用していない（苦情対応用）
S44.8	白金蒸発皿	76,950円	温泉分析	近年使用していない（分析依頼がない）

現在使用されていない古い機器については、使用可能状態にあるのかどうか、また使用予定の有無についても早急に調査すべきと思われる。

(2) 一般薬品の管理について

(意見)

薬品廃棄について、専門業者へ回収を依頼するものと、リスクがないとして希釈し、廃棄するものが存在するが、その線引きがあいまいである。担当者（研究員）のスキルと判断に依存する部分が大きく、基準を明確にしておくべきである。

(意見)

一般薬品については、パソコンの表計算ソフトによる経歴管理を行っているが、薬品の棚入れからソフトへの入力までのタイムラグは当然発生するので、担当者の入力忘れのリスクは常にある。現物棚に受払表を備付け、在庫の受払いの都度、手書きで受払いを記入すべきである。

(3) 毒物劇物の管理について

(意見)

毒物劇物については、パソコンの「毒劇物等管理システム」による経歴管理を行っているが、薬品の棚入れからソフトへの入力までのタイムラグは当然発生す

るので、担当者の入力忘れのリスクは常にある。現物棚に受払表を備付け、在庫の受払いの都度、手書きで受払いを記入すべきである。

xii 共通

1. 目標管理型行政経営システムの運用

監査の結果

県では、平成 17 年度から、目標管理型行政経営システムを採用している。これは、厳しい行財政環境においても、県民ニーズに応じていくため、各所属の使命や目標を明らかにし、施策・事務事業の実施を通じた目標の達成状況を自ら評価し、その結果を施策・事務事業の見直し等に活用するという一連の取組であり、この仕組みも活用しながら、毎年度の予算編成において、施策の重点化や個々の事務事業の見直しを図っている。

健康福祉部では、平成 25 年度の事業について、今回の包括外部監査の対象としなかった所属の分も含め、39 事業を対象に事業の有効性や今後の方向性等の評価を行っている。

その結果、「事業の有効性」において、効果が高いとされた事業は 18%、当初見込んだ効果が出ているとされた事業は 79%、見込みほどでないが一定の成果が出たとされた事業は 3% であり、効果が低いとされた事業はなかった。

また、「今後の方向性」においては、36%の事業で廃止も含めた何らかの見直しが行われている。

このように、実際に施策の重点化や、個々の事務事業の見直しが行われているところであり、一定の成果が上がっていることは確認できる。

評価結果

事業の有効性

効果が高い	当初見込んだ効果が出ている	見込みほどではないが一定の効果あり	効果が低い
7 事業 (18%)	31 事業 (79%)	1 事業 (3%)	—

今後の方向性

継続	拡大	縮小	見直し	統合	休止・廃止
25 事業 (64%)	9 事業 (23%)	—	3 事業 (8%)	—	2 事業 (5%)

なお、こうした、目標を設定して (PLAN)、実行 (DO)、結果を評価・分析して (CHECK)、改善策を打つ (ACTION) という、いわゆる PDCA のマネジメントサイクルを推進する際、各事業の成果指標に適切なものが設定できているかが重要なポイントである。

例えば、以下の例では、指標として対象事業者の研修参加率を設定しているが、こ

の場合は、研修参加率が上昇しても、必ずしも最終的な成果（アウトカム）である良質な福祉サービス事業者の増加に結び付くものでなく、有効性を確認する指標としては不十分である。

（厚生政策課）

事業名：福祉サービス提供体制強化事業

内 容：県民が、介護・障害・児童等の福祉サービスを安心して利用できるよう、サービスの質の向上と不正の未然防止を図るため、福祉サービス事業者に対する指導監査および研修体制を見直し、より良質な福祉サービス事業者を育成する。

指 標：対象事業者の研修参加率

より良い評価システムとなるよう、各事業で設定した指標が適切かどうか点検し、見直すなど、導入から年月が経ち、定着してきたとはいえ、更なる工夫を行い運用していくことが大切である。

将来にわたって県民の健康と福祉に関する施策を維持・継続できるよう、目標管理型行政経営システムを、県の予算編成に活かし、より一層、事業の選択と集中を進めることは重要なことであり、その運用については、更に適切なものとなるよう努めてほしい。

2. 実績報告書の審査

監査の結果

委託事業や補助事業の完了にあたっては、当該事業に係る実績報告書の提出を受け、その内容等を審査しなければならない。

その真実性を担保するためには、審査の際、実績報告書に記載された合計金額と内訳明細書を突合し、結果に整合性が取れていれば良いということだけでなく、内訳明細書と収支実績を裏づける領収書や請求書等の原始証憑等も突合させ、確認すべきである。こうした確認は、全く行われていないわけではないが、一方で、多くの実績報告書が年度の変わり目に提出され、短期間に大量の審査をこなす必要があるため、明細と原始証憑の突合がなされていないものも多いと推測される。

全ての事業において原始証憑との突合を行うことができないとしても、いくつかの事業を抜き取って原始証憑との突合を行うなど、審査が形骸化することのないよう適切な対応に努めてほしい。

II 平成 21 年度包括外部監査の意見等への対応状況

i 福祉サービス利用支援事業費等（厚生政策課）

1. 石川県社会福祉協議会の補助金・委託料の人件費について

(1) 平成 21 年度包括外部監査報告書における意見

県社会福祉協議会に対する人件費補助について、それぞれの補助事業及び委託事業ごとに人件費が積算されているが、補助金及び委託料の中の人件費については、事業の名目と実態に乖離が見られる。事業の実態に合わせて積算を行い、適切な財務事務の執行をするべきである。

(2) 県の対応

上記意見を踏まえ、平成 23 年度から、石川県社会福祉協議会への補助金及び委託料に含まれる人件費（職員費）については、事業の実態（現実の業務の実態）に適合させて賦課するよう、下記のとおり見直したところである。

（単位：千円）

事業名	平成20年度	平成25年度	増減	備考
福祉サービス利用支援 （補助金）	18,727	18,548	-179	協議会総括である常務理事及び事務局長2名を含む
生活福祉資金貸付 （補助金）	15,809	18,309	2,500	
福祉サービス苦情解決 （補助金）	9,303	9,303		
石川県社会福祉協議会活動 （補助金）	7,666	6,474	-1,192	
福祉ボランティアセンター （補助金）	3,597	10,394	6,797	緊急雇用基金を利用した福祉資金貸付相談業務を22年より開始しており、事業量が増えている
福祉総合研修センター （補助金）	40,792	31,231	-9,561	意見を踏まえ配賦基準どおり配賦した結果
福祉施設経営指導事業 （補助金）	2,803	12,892	10,089	意見を踏まえ配賦基準どおり配賦した結果
福祉人材センター事業 （委託料）	34,394	25,802	-8,592	
合計	133,091	132,953	-138	

所属	人員	国庫補助			県単独補助				県委託			自主財源
		福祉サービス利用支援	生活福祉資金貸付	福祉サービス苦情解決	県社会福祉協議会活動	福祉ボランティアセンター	福祉総合研修センター	社会福祉施設経営指導	福祉人材センター	生活福祉資金貸付利子	共同募金	
事務局（総括）	2人	○	○									
福祉総合研修センター	5人						○					
総務管理課	4人	○	○							○		○
県共同募金会	1人										○	
地域福祉課	4人	○		○	○							○
福祉サービス利用支援センター	1人	○										
ボランティアセンター	1人					○						○
施設振興課	4人							○				○
地域福祉課（生活福祉資金）	2人		○			○						
福祉人材センター	4人								○			

また、その際、県 OB 2 名（専務理事、事務局長）に対する人件費補助は、国庫補助事業の許容する範囲での支出に見直されている。

（3）監査の結果

業務実態に応じて人件費が配分されるようになったことは評価できる。

ii 社会福祉施設振興資金費（厚生政策課）

1. 回収リスクについて

(1) 平成 21 年度包括外部監査報告書における意見

この貸付制度は、石川県社会福祉協議会にとって県からの委託事業であるが、社会福祉法人等への貸付に当たっては、協議会は債権者となっているため、形式的には回収リスクを負担していることになる。

委託事業であるため、回収リスクは当然県が負担するものと思われるが、回収リスクが生じた場合の負担関係について契約書の中で明確にすることが望まれる。

(2) 県の対応

業務移管当初、石川県社会福祉協議会から、補助事業ではなく委託事業とするよう申し入れがあり、委託事業としている。回収リスクが生じた場合の負担等については、改めて契約書に記載することを現時点で考えていないとのことであった。

(3) 監査の結果

(意見)

当該事業は、県内の社会福祉法人等に対する貸付業務を石川県社会福祉協議会に委託しているものであり、実質的には、県から各社会福祉法人等に対する貸付となっている。

したがって、仮に貸付金に貸倒れが生じた場合は、最終的には県の不納欠損金として処理されることになるかと推測される。しかし、石川県社会福祉協議会との契約書において、各社会福祉法人等に対する貸付金の最終的な貸倒れリスクを誰が負うのか（県が負担することになるのか、石川県社会福祉協議会が負担することになるのか）明らかではないので、契約書上で明確にすることを検討すべきである。

2. 1年以内のころがし貸付

(1) 平成 21 年度包括外部監査報告書における意見

年度初めに貸付を行い年度末に返済を受け、翌年度初めにまた貸付を行うといった県から団体へのころがし貸付は、貸付金の目的と返済行為が整合しなくなることや県からの貸付が無利息であっても貸付先が年度末での返済のため金融機関から借り入れした場合は支払利息等の負担が発生すること及び実質的には長期の貸付金であるのに年度末では返済されて残高がなくなってしまうため県のバランスシートに計上されないことになる。短期のころがし貸付から長期の貸付への変更について検討することが望まれる。

なお、現行の収支予算書を中心とした公会計では、財源の確保が必要になること等の問題から、ころがし貸付の解消は困難であると考えられるが、新しい公会計基準の実施に関連して民間企業の損益計算書にあたる行政コスト計算書で予算又は決算が行われることになれば、こうした問題はなくなり、ころがし貸付を解消することが可能になると考えられる。

(2) 県の対応

平成 21 年度包括外部監査の結果に対する措置内容において、県は、「現行の会計制度の下では解消は困難であるが、新しい公会計基準の実施などの制度改正の状況を注視したい。」としており、現在もころがし貸付の解消には至っていない。

(3) 監査結果

現在でも単年度のころがし貸付が行われており、平成 25 年度においては、約 17 億円の原資の返還のために 209,016 円の借入利子 (2.175%、2 日分) が発生している状態であり、依然として課題は残されている。

iii 福祉総合研修センター事業費（厚生政策課）

1. 研修委託料を上回る受講料収入について

（1）平成 21 年度包括外部監査報告書における記載内容

介護支援専門員に関する研修の一部については、平成 20 年度より国庫補助が廃止になった関係で、受益者負担とされ、受講料が必要となっている。

（2）県の対応

その後も一部の研修で受益者負担を求めている。

（3）監査の結果

福祉総合研修センターの研修を通じて、福祉関係従事者の資質向上が図られていることを考えると、各事業者の職員研修費用は幾分軽減されていると推察されるところであり、今後とも、福祉総合研修センター事業に要する行政サービスコストの受益者負担を求めていくことが望ましい。

2. 補助金の有効性等の評価について

(1) 平成 21 年度包括外部監査報告書における意見

石川県社会福祉協議会では、研修参加者にアンケートを実施しているが県への報告はなされていない。今後、県としてもアンケート結果を入手し、県社会福祉協議会とともに研修内容を更に充実するよう努めるべきである。

(2) 県の対応

研修参加者へのアンケート結果について、県への報告がなされるようになり、有効性についても、研修参加者からのアンケート結果を用いて福祉総合研修センター運営協議会で検討されている。

(3) 監査結果

上記の対応の他にも、研修参加者数を増やすため、毎年度「研修概要」を県内の福祉事業所へ配布し、研修への参加の呼びかけも行っている。

今後とも、受講対象者のニーズを積極的に把握し、より多くの福祉関係従事者の資質向上が図られることが望ましい。

参考 指摘事項及び意見の一覧

本報告書において記載した指摘事項及び意見について、一覧できるよう表形式で記載する。

I 保健衛生及び高齢者福祉行政に関する財務事務の執行及び事業の管理

区 分	項 目	頁数
ii 長寿社会課	1. ゆーりんピック 2013 開催事業費補助金 実績報告について（意見）	8
	2. 生きがいと健康づくり推進事業費補助金 実績報告について（意見）	10
	7. 施設開設準備経費助成特別対策事業費 仕入控除確定報告について（意見）	22
	8. 介護基盤施設等緊急整備臨時特例事業費 仕入控除確定報告について（意見）	23
iii 医療対策課	3. 国民健康保険保険基盤安定負担金 変更申請について（意見）	29
	4. 国民健康保険高額医療費共同事業負担金 申請書の提出について（意見）	31
	5. 国民健康保険団体連合会補助金 補助額の見直しについて（意見）	34
	16. 病院内保育所運営事業費補助金 成果指標について（意見）	54
iv 地域医療推進 室	2. 寄附講座設置費 実績報告について（意見）	57
	5. 石川の地域医療人材養成支援事業費 実績報告について（意見）	64
	6. 救急勤務医確保支援事業費補助金 所要額精算書について（意見） 成果指標について（意見）	66
	8. 小児救急電話相談事業費 プロポーザルへの参加呼びかけについて（意見）	70
	9. いしかわ診療情報共有ネットワーク整備事業費 成果指標について（意見）	72
	10. 高度専門医療人材養成支援事業費 実績報告及び追跡確認について（意見）	74

区分	項目	頁数
v 健康推進課	2. 感染症予防事業費 病床確認について（意見）	81
	4. 北陸ブロック拠点病院エイズ対策費 実績報告について（意見）	85
vi 薬事衛生課	1. 生活衛生指導助成事業費 実績報告について（意見）	93
vii 南加賀保健福祉センター	3.（1）重要物品の管理について（意見）	97
	3.（2）毒物劇物の管理について（意見）	97
	3.（3）健康危機管理関連保管物品の管理について（意見）	97
	3.（4）加賀地域センターのあり方について（意見）	98
viii 石川中央保健福祉センター	3.（1）麻薬等研究施設の立入検査について（意見）	100
	3.（3）備品管理について（意見） 2件	102
	3.（4）重要物品の管理について（意見）	103
	3.（5）毒物劇物の管理について（指摘事項）	103
ix 能登中部保健福祉センター	3.（1）重要物品の管理について（意見）	105
	3.（2）毒物劇物の管理について（意見）	105
	3.（3）公有財産台帳について（意見）	105
x 能登北部保健福祉センター	3.（1）生活保護業務における嘱託医の報酬について（意見）	108
xi 保健環境センター	3.（1）備品管理について（意見）	110
	3.（2）一般薬品の管理について（意見） 2件	110
	3.（3）毒物劇物の管理について（意見）	110

II 平成 21 年度包括外部監査の意見等への対応状況

区分	項目	頁数
ii 社会福祉施設 振興資金費（厚生政策課）	1. 回収リスクについて（意見）	117